

(財)女性のためのアジア平和国民基金

理事会、運営審議会  
合同会議

平成13年1月

理事、運営審議会委員等合同会議

平成13年1月16日（火）18時00分～  
虎の門パストラル本館7階エスカレーター

次 第

1. 出席者の紹介（内閣官房、外務省）

2. 開会・理事長の挨拶

3. アジア女性基金の現況報告等

(1) 省庁再編に伴う所管省庁について

(2) キャペーン2000事業について

募金活動、募金額の現状

(3) その他

4. 意見交換等懇談

5. その他

通常理事会の開催案（3月26日の週の都合の良い日）

（議題）平成13年度事業計画及び予算（案）他

「従軍慰安婦」にされた方々への償いのために  
小冊子③（案）

「従軍慰安婦」にされた方々への償いのために③ (案)

2001年1月

目次

- 一 「慰安婦」とはなにか
- 二 従軍慰安婦問題が明らかになるまで
- 三 アジア女性基金の誕生と事業の基本性格
- 四 オランダでの事業
- 五 フィリピンにおける事業
- 六 韓国における事業
- 七 台湾における事業
- 八 インドネシアにおける特別事業
- 九 歴史の教訓とする事業
- 十 基金一一五年間の成果
- 十一 キャンペーン2000の訴え

一 「慰安婦」とはなにか

「従軍慰安婦」とは、かつての戦争の時代に、日本軍の慰安所に集められ、将兵に性的な奉仕を強いられた女性たちのことです。

このような慰安所の開設が、日本軍当局の要請によってはじめておこなわれたのは、中国での戦争の過程でのことです。一九三一年（昭和六年）満州事変のさいの軍の資料をみると、民間の業者が軍隊の駐屯地に将兵相手の店を開くということが行われましたが、軍隊自体の動きは消極的でした。翌年第一次上海事変によって戦火が上海に拡大されると、派遣された海軍陸戦隊の部隊は最初の慰安所を上海に開設させました。慰安所の数は、一九三七年（昭和十二年）の日中戦争開始以後、飛躍的に増加します。

陸軍では慰安所をつくったのは派遣軍参謀副長岡村寧次と言われています。その動機は、占領地で頻発した中国人女性に対する日本軍人によるレイプ事件によって、中国人の反日感情がさらに強まることを恐れて、防止策をとらねばならないとしたところにありました。また将兵が性病にかかり、兵力が低下することをも防止しようと考えました。中国人の女性との接触から軍の機密がもれることも恐れられました。

岡村の部下であった岡部直三郎上海派遣軍高級参謀も慰安所の組織化に働いたと言われていますが、その岡部直三郎が北支那方面軍参謀長として一九三八年（昭和十三年）六月に出した通牒には、次のようにあります。

「諸情報ニヨルニ、・・・強烈ナル反日意識ヲ激成セシメシ原因ハ・・・日本軍人ノ強姦事件方全般ニ伝播シ・・・深刻ナル反日感情ヲ醸成セルニ在リト謂フ」「軍人個人ノ行為ヲ厳重取締ルト共ニ、一面成ルヘク速ニ性的慰安ノ設備ヲ整ヘ、設備ノナキタメ不本意乍ラ禁ヲ侵ス者無カラシムルヲ緊要トス」

慰安所は、このような当時の派遣軍司令部の判断によって設置されました。設置に当た

っては、多くの場合、軍が業者を選定し、依頼をして、日本本国から女性たちを集めさせました。一九三七年（昭和一二年）一二月二一日に上海総領事館警察署長が長崎水上警察署長に送った依頼文によると、「將兵ノ慰安方ニ付關係諸機関ニ於テ考究中ノ処」、このたび「當館陸軍武官室、憲兵隊合議ノ結果施設ノ一端トシテ前線各地ニ軍慰安所（事實上ノ貸座敷）ヲ・・・設置スルコトトナレリ」とあります。業者が依頼を受けて、日本に女性を募集に赴くにあたって、領事館警察署長は国内関係当局に便宜提供を直接求めていました。昭和一三年の初め、日本の各地に赴いた業者は「上海皇軍慰安所」のために三〇〇〇人の女性を集めると語り、募集してまわりました。各地の警察は無知な婦女子を誘拐するものではないか、皇軍の名譽を傷つけるものではないかと反発しました。それで内務省警保局長は一九三八年二月二三日付けで通達を出し、慰安婦となる者は内地ですでに「醜業婦」である者で、かつ二一歳以上でなければならず、渡航のため親権者の承諾をとるべしと定めました。三月四日には陸軍省副官も通牒を出しました。「支那事変地ニオケル慰安所設置ノ為内地ニ於テ之カ從業婦等ヲ募集スルニ当リ、故ニ軍部諒解等ノ名義ヲ利用シ、為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ、且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ」が少くないので、「将来是等ノ募集等ニ当リテハ、派遣軍ニ於テ統制シ、之ニ任スル人物ノ選定ヲ周到適切ニシ、其実施ニ当リテ關係地方ノ憲兵及警察当局トノ連携ヲ密ニ」せよとしたのです。

ところが、慰安所の数が急速にふえてきますと、中央の内務省も陸軍省もますますコミットせずにはおられなくなっています。一九三八年一一月四日には、内務省警保局の内部で「本日南支派遣軍古莊部隊參謀陸軍航空兵少佐久門有文及陸軍省徵募課長ヨリ南支派遣軍ノ慰安所設置ノ為」「醜業ヲ目的トスル婦女約四百名」を渡航させるように「配意」ありたじとの要請があったので、「極秘ニ取扱フ」、四百名を大阪百名、京都五十名などと各県に割り当て、各県で業者を選定し、女性を募集させてほしいという文書が起草されています。

日本の国内からの女性の調達がこのように進められたとすると、台湾や朝鮮からの調達はどのように進められたのでしょうか。朱徳蘭女史の研究は、一九三九年の台湾での事例を明らかにしています。海南島を占領した海軍から台湾の海軍武官に要請がなされ、そこから華南と東南アジアの軍事的経済開発のために設立された国策会社、台湾拓殖株式会社に要請が行われました。この会社が海南島に慰安所のための建物を建設し、業者の選定を行ない、資金の提供を行いました。業者は自分の抱える女性をひきつれて、海南島へ渡っています。業者は日本人で、慰安婦とされた女性たちはすでに「醜業に従事している年齢二一歳以上」の者でした。この場合は、日本本土と同じ基準で募集がなされているようですが、この形がいつも守られたかどうかは、疑問です。

朝鮮では、警察が、日本の内地の警察と同じように、軍の依頼を受けた業者の募集を助けるさいに、警保局の1938年2月通達に従っていたかどうかは不明です。内地では守られた条件は朝鮮では最初から守られていなかった、守るように統制されていなかったのではないかでしょうか。それでも最初の段階では、朝鮮からもまず「醜業婦」であった者が動員されたと考えるのが自然です。ついで、貧しい家の娘に「慰安婦」となるように説得して、連れていったのでしょうか。就職詐欺もこの段階からはじまっていることも間違いないと思われます。朝鮮からは、内地では禁じられていた二一歳以下の女性が多く連れて行かれたことが知られています。中には一六、七歳の少女も含まれており、普通の娘たちが

多く連れていかれることになりました。そのような乙女たちなら、性病に感染していることもなく、また朝鮮人だから中国人との連絡もありえず、軍の機密が漏れる心配がないと考えられたのです。

一九四一年（昭和一六年）一二月八日、太平洋戦争がはじまると、日本軍はシンガポール、フィリピン、ビルマ、インドネシアに攻め込みました。南方に占領地が拡大していくとともに、そこにも軍慰安所が設置されました。この新しい局面での南方占領地の慰安所への女性の確保については、決定的な転換がおこったようです。一九四二年（昭和一七年）一月一四日付けの外務大臣の回答によると、「此ノ種渡航者ニ対シテハ {旅券ヲ發給スルコトハ面白カラザルニ付} 軍ノ證明書ニ依リ {軍用船ニテ} 渡航セシメラレ度シ」とあります。外務省も、内務省と警察も関わらないところで、南方占領地への慰安婦の派遣は完全に軍が直接掌握することになりました。それは内務省通達によるコントロールがはずされることを意味したのです。

一九四二年二月末ないし三月はじめに、南方総軍から、ボルネオ行き「慰安土人五〇名為シ得ル限り派遣方」の要請が台湾軍司令官に入りました。そこで台湾軍司令官の命令により、憲兵が調査して、三人の経営者を選定しました。三人の経営者は女性を集めて、出発しました。

同じように南方総軍から朝鮮軍司令部にも朝鮮人女性を慰安婦として派遣するよう必要がなされたと考えることができます。米軍の資料によれば、一九四二年（昭和一七年）五月にビルマにおける「慰安サービス」のための女性を募集するために、京城の陸軍司令部が業者を選定して打診したのに業者が応じています。最終的にこのとき朝鮮から出発した朝鮮人女性は七〇三名でした。朝鮮軍は業者を選定し、募集を行わせました。

京城で料理店を経営していた朝鮮人夫婦が憲兵司令部の打診に応じて、この仕事を引き受け、二二人の朝鮮人女性を勧誘した事例が知られています。彼らは両親に「三〇〇円から一〇〇〇円を払って、買い取った」娘達は彼らの「単独の財産」になったと言っていますが、これは前渡し金で縛ったということでしょう。女性たちの述べたところでは、募集時の年齢は一七歳一名、一八歳三名、一九歳七名、二〇歳が一名、二三歳以上が八名、つまり二二人中の一二名が二一歳以下です。一九三八年に日本国内での募集にさいして警保局がつけたような条件がつけられていないことは明らかです。

この女性たちに「慰安婦」をもとめているとはっきり説明することはなされていないようです。女性たちの供述には次のようにあります。

「この『役務』の性格は明示されなかったが、病院に傷病兵を見舞い、包帯をまいてやり、一般に兵士たちを幸福にしてやることにかかわる仕事だとうけとられた。これらの業者たちがもちいた勧誘の説明は多くの金銭が手に入り、家族の負債を返済する好機だとか、楽な仕事だし、新しい土地シンガポールで新しい生活の見込みがあるなどであった。このような偽りの説明に基づいて、多くの娘たちが海外の仕事に応募し、数百円の前渡し金を受け取った。」

業者に欺かれたと言っているのですが、朝鮮軍司令部が明瞭に慰安婦の仕事を説明するよう業者を指導していかなければ、このいわゆる「就職詐欺」に対して軍の責任は免れません。

太平洋戦争期の朝鮮、台湾からの慰安婦の調達は、南方軍からの要請を受けた朝鮮軍、

台湾軍が主体となって、憲兵が業者を選定して、多くの場合、慰安婦とすることを隠したまま、募集して、軍用船で送り出したと考えられます。もとよりこの時期も日本からの慰安婦の調達も従来通りの形でひきつづき行われていました。

さらにフィリピンとインドネシアなどでは、地元の女性も慰安婦とされました。インドネシアで抑留されたオランダ人の女性を強制的に慰安婦としたスマランのケースがよく知られています。フィリピンでは、暴力が行使されることが多かったことが知られています。レイブからはじまって、連行され、屋内に監禁され、レイブをつづけられることが広くみられました。これは軍の公認の慰安所とは違うが、現地部隊にとっては事実上慰安所の代替物となつたのです。

インドネシアでは、倉沢愛子氏の研究によれば、居住地の区長や隣組の組長を通じて募集がおこなわれたようです。占領軍の意を受けた村の当局からの要請という形の中には、「半強制」という要素があったとみるべきです。セレベス島の慰安所に関する報告書によれば、同島農村部の慰安所18施設はすべてセレベス島住民を慰安婦にしているものでした。慰安所の中には責任者として陸軍中佐、海軍大尉があげられ、「部隊ニ於テ経営ス」、責任者が「募集シテ経営セリ」というものと、「経営者ハ一般邦人トシ軍司令部ニ於テ監督ス」、「原住民・・・ノ経営ニ依ルモノニシテ警備隊長之ヲ監督ス」というものがありました。報告書は、例外なしに「売淫婦ハ本人ノ希望ニ依リ営業セシム」とか、「希望者ヲ募集シ」とか述べていますが、この報告書はオランダ軍軍法会議検察官の要求によって作成された文書でしたから、このことは軍法会議の追及を逃れるための弁解であった可能性もあります。またここでも、部隊が私的につくり、暴力的に女性をつれてきた慰安所の代替物もみられました。

慰安所では、女性たちは多数の将兵に性的な奉仕をさせられ、人間としての尊厳を踏みにじられました。米軍の捕虜尋問記録にみえるビルマ、ミッチャーの朝鮮人経営の慰安所の場合、外出は自由で、スポーツやピクニックに参加したとありますので、ここから慰安婦の生活は優雅であったかのように主張する人がいますが、米軍の取り調べに対して供述しているのですから、朝鮮人経営者の責任追及を回避するための誇張があると考えるのが自然です。前線の慰安所での生活が優雅であったはずはありません。一般に戦況の悪化とともに、生活は悲惨の度を加えました。

戦地では常時軍とともに行動させられ、まったく自由のない生活でした。日本軍が東南アジアで敗走しはじめると、慰安所の女性たちは現地に置き去りにされるか、敗走する軍と運命をともにすることになりました。

## 二 慰安婦の数

一体どれほど女性たちが日本軍の慰安所に集められたのか、朝鮮人慰安婦の比率はどの程度であったのか、どれほどの人々が戦場から帰らなかつたのかというような点については、今日でも確実な答えをえるような調査ができていません。

まず慰安婦の総数を知りうるような総括的な資料は存在していません。そういうものはそもそもつくられなかったと考えられます。したがつて総数についてのさまざまな意見は

すべて研究者の推算です。

推算の仕方は、研究者の考え方や方法論によって異なります。ひとつは、兵員総数をとり、慰安婦一人あたり兵員数のパラメーターで、これを除して、慰安婦数を推計するやり方があります。この場合に交代率が考慮に入れられます。これは吉見義明氏が基本的に採用している方法です。吉見氏は第一のパラメーターとして、1939年の第二軍の場合から兵100人に対して慰安婦1名をとっています。兵総数を300万人とすると、慰安婦は3万人、交代率1・5とすると、4万5000人となります。吉見氏は第二のパラメーターとして、業者の間で言っていた言葉から兵30人に1名をとっています。これによると、10万人となります。交代率を2と仮定すると、20万人となります。以上の計算から下限5万人、上限20万人という数字を、一応の仮定、目安として吉見氏は提示したのです。

最近中国の蘇智良氏は1999年の著書の中で、吉見氏の第二のパラメーターをとり、交代率を3・5、ないし4にあらため、36万ないし41万人という数字を出しました。これも仮定の数字です。

秦郁彦氏は、1998年の論文では、吉見氏の方式を退けましたが、99年の著書では「平凡だが、無難」として、この方式に返っています。ただし氏は、兵員総数を300万人ではなく、250万人とし、パラメーターを国内の公娼統計（3000万人の遊客に三業の婦女20万人）から150対1とし、1万6000人、交代率1・5以下として、2万人という数字を出しています。

問題はパラメーターと交代率の取り方であることは明らかです。「兵一〇〇人女一名慰安隊ヲ輸入」という言葉が金原メモに見える昭和14年4月の上海第21軍軍医部長の報告にあります。おそらくこれが基準の数字でしょう。一〇〇人当たり「慰安婦」一名ということは、兵士が毎月一回慰安所にいくとしたら、慰安婦は日に五人を相手にして、月平均一〇日は休んでいるという状態です。病気で働けない女性がいることを考えれば、この想定は合理的だと考えられます。したがって、吉見氏が下限とした数字がおそらく基準の数字と考えられるべきではないでしょうか。

民族別については、金一勉氏が、慰安婦の「八割一九割」、一七一二〇万人が朝鮮人であると主張されました。これも印象論で、とくに根拠のない推論です。この面でも統計資料は存在しません。各種の資料を総合して言えることは、朝鮮人慰安婦は多かったが、が絶対的多数を占めるにはいたっていないということです。日本人慰安婦も相当に多かったと言えます。

1998年6月22日、ゲイ・マクドゥーガル氏は国連人権委員会マイノリティ差別防止・保護小委員会に報告「奴隸制の現代的形態——軍事衝突の間における組織的強姦、性的奴隸制、及び奴隸制的慣行」を提出しましたが、それに付録として報告「第二次大戦中の慰安所にたいする日本政府の法的責任についての分析」が付されました。その中で、氏は「日本政府と日本軍は1932年から45年の間に全アジアのレイブ・センター rape centres での性奴隸制を20万以上の女性に強制した」とし、「これらの女性の25パーセントしかこのような日常的虐待に堪えて生き残れなかつたと言われる」と述べ、その根拠として「第二次大戦中に14万5000人の朝鮮人性奴隸が死んだという日本の自民党国会議員荒船清十郎の1975年の声明」があると指摘しています。

慰安所をひとしく「レイブ・センター」と呼ぶことも当をえませんが、慰安婦にされた者は20万人以上だという断定も根拠がないことはすでに述べたとおりです。そして、総数のそのほぼ4分の3、14万500人が死んだ、彼女たちはみな朝鮮人慰安婦であったというのはまったく根拠のない主張です。

マクドゥーガル女史はこの主張をカレン・パーカー、ジェニファー・チュウの論文から取ったのですが、チュウはこのことをある女性国會議員から聞いたと書いているにすぎません。実はこの主張の根拠となった荒船清十郎氏の声明とは、彼が1965年11月20日に選挙区の集会（秩父都市軍恩連盟招待会）で行った次のような放言のことです。

「戦争中朝鮮の人達もお前達は日本人になったのだからといって貯金をさせて一〇〇億になったがこれが終戦で飛んでしまった。それを返してくれと言って来ていた。それから三十六年間統治している間に日本の役人が持つて来た朝鮮の宝物を返してくれと言って来ている。徴用工に戦争中連れて来て成績がよいので兵隊にして使つたがこの人の中で五七万六〇〇人死んでいる。それから朝鮮の慰安婦が十四万二〇〇人死んでいる。日本の軍人がやり殺してしまったのだ。合計九〇万人も犠牲者になっているが何とか恩給でも出してくれと言ってきた。最初これらの賠償として五〇億ドルと言って来たが、たんだんまけさせて今では三億ドルにまけて手を打とうと言ってきた。」

日韓条約締結時に韓国側は、韓国人労務者、軍人軍属の合計は103万2684人であり、うち負傷ないし死亡したのは10万2603人だと指摘したのですが、慰安婦のことは一切持ち出していません。あげられた数字はすべて荒船氏が勝手にならべた数字なのです。パーカー女史たちはこれを伝聞によって取り上げ、当然なすべきソースの検討をおこないませんでした。国連機関の委嘱を受けた責任ある特別報告者マクドゥーガル女史がこのような粗雑な論文に依拠したことは残念です。

秦氏はこれに対して帰還率は日赤の看護婦とほぼ同じ、90パーセントに達するだろうとしていますが、これも根拠のない数字です。貴国できなかつた人も相当多かつたと考えられます。生き残った看護婦は全員帰国したでしょうが、「慰安婦」にされた人々の中には自分の置かれた境遇を恥じて、帰国できなかつた人もすくなくなかつたことがすでに知られています。

一九四五年（昭和二十年）八月一五日戦争が終わりました。だが、平和が来ても、生き残った被害者たちにはやすらぎは訪れませんでした。帰国することをあきらめた人々は、異郷に漂い、そこで生涯を終える道を選びました。帰国した人々も傷ついた身体と残酷な過去の記憶をかかえ、苦しい生活を送りました。身体の障害や性病に冒され、子どもを産めない状態にされた人が多かったです。そうでなくとも、結婚もできなかつた人もいました。家族ができても、自分の過去を隠さねばならず、心の中の苦しみを他人に訴えることができないということが、この人々の身体と精神をもっとも痛めつけたことでした。

軍の慰安所でごした数年の経験の苦しみにおとらない苦しみの中に、この人々は戦後の半世紀を生きてきたのです。

### 三 従軍慰安婦問題が明らかになるまで

「従軍慰安婦」の存在は、日本ではまったく知られていなかったということはありません。戦争に行った人はみな知っていたことです。しかし、そのことが問題だと思う人はほとんどいなかつたのでしょうか。日本と朝鮮の関係に关心をよせる人は、一九六五年ぐらいから、このような人々の存在を知っていて、朝鮮にたいする植民地支配がもたらしたものとも残酷な結果がこの人々にあらわれていると考えていました。しかし、この人々はいわば歴史的過去の人物だと考えられていたのです。

朝鮮では、戦争の末期の一九四三年に女子挺身隊の募集がはじまるとき、これに応じると慰安婦にされるという噂が流れました。総督府がそのような噂は故意に流されたもので、事実無根だと否定すると、いっそう人々はそのことを本当だと考えるようになりました。ですから慰安婦という存在は解放後の韓国でも知られていなかったわけではありません。しかし、これは触れたくない問題であったのでしょうか。韓国でこの問題がようやく社会的に取り上げられるようになったのは、一九八七年の民主化のあとでした。尹貞玉（ウン・ジョンオク）さんの「挺身隊取材記」がハンギョレ新聞に発表されたのは九〇年一月のことです。日韓の歴史問題、謝罪問題が注目を集めることになった中で、この問題が浮上しました。

「従軍慰安婦」問題が一挙に韓国の国民の心をとらえるようになるきっかけは、この年六月六日に参議院予算委員会でなされた次のような日本政府委員の答弁でした。

「従軍慰安婦なるものについて、古い人の話等も総合して聞きますと、やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているようでございまして、こうした実態について私どもとして調査して結果を出すことは、率直に申してできかねると思っております。」

この答弁に対して、韓国では、軍と国家の関与を否定し、調査の可能性を否定したものとして、強い批判が起きました。九〇年一〇月一七日韓国の女性団体七団体が挺身隊研究会とともに声明を発表し、日本政府委員の答弁を批判し、慰安婦は強制的に連行された存在であることを認めるようにとの要求からはじまる六項目の要求を日本政府につきつけたのです。公式謝罪、真相の究明と発表、犠牲者のための慰靈碑の建設、生存者遺族への補償、歴史教育での取り上げが具体的な要求でした。これが年末に日本に伝わり、国会でも再質問がされました。決定的であったのは九一年夏、犠牲者の一人、金学順さんがソウルで名乗り出て、日本の責任を告発するにいたったことです。金学順さんはこの年一二月の太平洋戦争被害者の補償要求訴訟にただ一人実名を名乗って原告となりました。

衝撃を受けたわが国では、女性たちを中心に運動が急速にはじまりました。九二年一月一日吉見義明中央大学教授が先に引用した北支那派遣軍参謀長岡部直三郎の通牒などを、軍の関与を証明する資料として発表しました。これが強い印象を与えました。日本政府も本格的な調査に乗り出しました。政府の調査の結果はまず、第一次分が一九九二年（平成四年）七月六日に発表され、翌年八月四日に第二次分が河野官房長官の談話とともに発表されました。内閣外政審議室は、内外関係機関での資料の調査、国内での関係者からの聞き取り、ソウルでの被害者からの聞き取りをまとめて、調査結果を発表しました。防衛庁防衛研究所図書館所蔵資料一一七点、外務省外交史料館所蔵資料五四点、厚生省資料四点、文部省資料二点、国立公文書館資料二一点、国立国会図書館資料一七点、米国国立公

文書館資料一九点が公表されました。河野官房長官の談話は、政府調査によってえられた認識とそれにもとづく判断を次のように述べています。

「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。」

「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名譽と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども微しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考える。われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」

これが「従軍慰安婦」問題について日本政府が到達した認識と態度でした。お詫びと反省の気持ちをどのように表すか、それはその後長く議論されていくことになりました。

この問題が社会的な問題として、大きくクローズアップされるについては、名乗りでた被害者の存在が大きな役割を演じました。しかし、その数は微々たるものです。今日まで韓国で政府に届け出て認定され登録された犠牲者は一八七名です。そのうち三四名がすでに亡くなっています。台湾では登録された方は三五名です。オランダでは約九〇名とされています。以上の総計では、三一二名です。フィリピンでは認定作業は進行中です。インドネシアでは政府の認定がなされず、民間団体の調査の数字は検証されていません。中国でも政府は認定を行わない方針で、生存している被害者総数はまったく不明です。朝鮮民主主義人民共和国政府で218名が名乗り出て、社会団体の認定を受けていると言われています。

いずれにしても多くの人がこの世を去ったか、名乗り出ることをのぞんでおられないのです。名乗り出た方は全体被害者のごく一部であることを忘れてはなりません。

### 三 アジア女性基金の誕生と事業の基本性格

一九九四年（平成六年）に村山富市総理を首班とする自民、社民、さきがけの三党連立政権が誕生しました。八月三一日、村山総理は戦後五〇年に向けた談話の中で、「従軍慰安婦」問題について、あらためて「心からの深い反省とお詫びの気持ち」を表明し、この気持を国民に分かち合ってもらうために、「幅広い国民参加の道」を探求すると明らかにしました。この談話を受けて、与党三党は、戦後五〇年問題プロジェクトに従軍慰安婦問題等小委員会を設置し、検討を進めました。

与党と政府部内では、これまでの日本政府の方針が検討されました。政府は、「賠償」、「財産・請求権」の問題は台湾、朝鮮民主主義人民共和国をのぞいて、関係国とのあいだでは処理済みであるとの方針をとってきました。そうである以上、あらたに国家として個人補償をおこなうことはできないという考えが出されました。これに対して、与党の中からも個人補償を行うべきだという考えが出されました。意見の対立は、問題の解決に早急にあたるという観点から、妥協によって、克服され、この年一二月七日、この問題での「第一次報告」がとりまとめられました。

その内容は、「従軍慰安婦」問題については、「我が国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならない」として、「これら元慰安婦の人たちに対してお詫びと反省の気持ちから国民的な償いをあらわす」ことを表明するものでした。具体的には、与党三党は、国民参加の「基金」を設置し、元「従軍慰安婦」を対象とした措置を行うとともに、女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動の支援も行うこと、政府がこの「基金」に対して拠出を含め可能な限り協力をおこなうことを申し入れたのです。

政府は、この「報告」をうけて、いわゆる従軍慰安婦問題に関して道義的責任を認め、政府と国民が協力して、「女性のためのアジア平和国民基金」を設立し、元「慰安婦」の方々に対する全国民的な償いの気持ちを表す事業と、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進することを決定しました。

まず平成七年度予算に基金経費への補助金四億八千万円を計上し、一九九五年（平成七年）六月一四日、五十嵐官房長官は、「女性のためのアジア平和国民基金」（仮称）の事業内容、政府の取り組みを以下のような表現で説明し、あわせて基金の設立を呼びかける「呼びかけ人」の顔ぶれを発表しました。まず、（1）元慰安婦の方々への国民的な償いを行うための資金を民間から基金が募る。（2）元慰安婦の方々に対する医療、福祉などお役に立つような事業を行うものに対し、政府資金等により基金が支援する。（3）この事業を実施する折、政府は元慰安婦の方々に対し、国としての率直な反省とお詫びの気持ちを表明する。（4）政府は、慰安婦関係の歴史資料を整えて、歴史の教訓とする。またこれに関連して、女性に対する暴力など今日的な問題に対するための事業を行うものに対し、政府資金等により基金が支援することも明らかにされました。ここではじめて「医療福祉援助」が入りました。

七月一八日には基金の呼びかけ人による「よびかけ文」と村山総理の「ごあいさつ」が発表され、翌一九日には第一回の理事会がひらかれ、「女性のためのアジア平和国民基金」（略称アジア女性基金）が正式に発足しました。七月末原文兵衛前参議院議長が基金理事長に就任しました。

戦後50年を迎えた八月一五日、基金は全国紙六紙の朝刊に「よびかけ文」と村山総理の「ごあいさつ」を全面広告で発表し、キャンペーンを開始しました。その日午前、村山総理は、閣議決定に基づき、戦後50年の総理談話を発表しました。「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は・・・疑うべくもないこの歴史を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明いたします。」

その日のうちに一四五五万円の拠金がよせられ、月末には募金額は三七七八万円に達し

ました。募金はこの年末には一億三三七五万円になりました。一九九六年三月には二億円をこえ、四月には三億円をこえ、六月には四億円をこえました。

基金の成立に対して、韓国政府はこれを歓迎する意向を示しましたが、運動団体は政府の謝罪と補償を要求して、「民間団体」による「慰労金」支給は受け入れられないと批判し、政府の態度もその後変化するにいたりました。運動団体はその後問題の本質は戦争犯罪であるとして、責任者の処罰をも求めるにいたり、国連の人権委員会でそれらの主張を訴えました。国連人権委員会の「女性に対する暴力に関する特別報告者」に任命されたクマラスワミ女史は、1996年1月4日、人権委員会に報告書の付録として「慰安婦」問題に関する朝鮮民主主義人民共和国、韓国、日本訪問調査の報告書を提出しました。その中で、「慰安婦」問題を「軍事的性奴隸制」の事例であったと認定し、日本政府は国際人道法の違反につき法的責任を負っていると主張しました。もっとも、同女史は、日本政府がこの件での道義的責任を認めていることを「出発点として歓迎する」と述べ、アジア女性基金は『慰安婦』の運命に対する日本政府の道義的配慮の表現だとしましたが、これによって政府は「国際公法下で行われる『慰安婦』の法的請求を免れるものではない」と強調しています。日本政府は法的責任を認め、補償を行い、資料を公開し、謝罪し、歴史教育を考え、責任者を可能な限り処罰すべきだというのが同報告書の勧告でした。

このような状況の中で、初期の基金は、呼びかけ人、理事、運営審議会委員の三者が一つになって、基金の事業の骨格を作り上げるための討論を重ねました。その上で政府の関係者との話し合いもへて、基金の事業の基本が決められたのです。それが明確に定式化されたのは、一九九六年九月に出された基金のパンフレット第二号においてです。

まず、基金は日本政府が慰安婦問題に対する道義的責任を認め、反省とお詫びを表明したことに基づいて、国民的な償いの事業を政府との二人三脚によって実施するものであることが明確にされました。その事業は、当該国の政府、ないし政府の委任による民間団体が認定した元慰安婦の方々に対して実施されます。国民的償い事業は三本の柱からなっています。第一は元慰安婦の方々への国民からの償い金の支給です。国民からの募金がおこなわれ、一人あたり二〇〇万円をお渡しするものです。

第二は、総理の手紙です。手紙は、慰安婦問題の本質は、軍の関与のもと、女性の名誉と尊厳を深く傷つけたところにあるとして、多くの苦痛を経験し、癒しがたい傷を負われたすべての人々に対し、道義的な責任を認め、心からのお詫びと反省を表明するとしています。また歴史を直視し、ただしく後世に伝えることを約束しています。この手紙が元慰安婦の方々お一人おひとりにお渡しされます。基金としては、政府と国民の立場が一層はっきりと被害者につたえられるように 理事長の手紙を添えることにしました。

第三は、医療福祉支援事業です。これは日本政府が道義的責任を認め、その責任を果たすために、犠牲者に対して総額七億円の政府資金により医療福祉支援事業を実施するものとの位置づけがあたえられました。この規模は、各國の物価水準を勘案して決定されました。韓国と台湾については、一人あたり三〇〇万円相当、フィリピンについては一二〇万円相当と定められました。方式の違うオランダでも一人あたり三〇〇万円相当となりました。

国民的な償いの事業とともに、歴史の教訓とする事業も基金の活動の柱のひとつとされました。基金の中に歴史資料委員会が設置され、資料の収集、公表を推進することになりました。

ました。

基金は最初、フィリピン、韓国、台湾に対する事業から出発しました。この三国では、当初三〇〇人程度生存している被害者が対象になると考へられておりましたので、お一人二〇〇万円の償い金をお支払いするには、六億円が必要だと考へられ、募金の目標額はそのあたりに置かれました。募金額は2000年9月現在億六〇〇万円です。

フィリピンでは1996年8月、韓国では1997年1月、台湾では1997年5月に事業を開始し、2000年9月までに、この三国で170人に実施しました。国民からの償い金は三億四〇〇万円ほどがお渡しされたわけです。

その後1998年7月オランダでも国民的な償い事業が実施されました。この場合は医療福祉支援事業のみが実施されることになり、基金の事業としては、新しい形となりました。オランダでは約90名といわれる被害者のうち、申請された77名に実施して、事業は基本的には終了しています。

またインドネシアでは、同国政府の方針により元慰安婦の方々に対する直接的な事業の代わりに、同国政府の要請により政府資金によって「高齢者福祉施設」事業に参加しています。

#### 四 オランダでの事業

##### 1 オランダの状況と事業の準備

オランダの植民地東インドは今日のインドネシアです。太平洋戦争において、日本軍はこの地を占領し、オランダ人（民間人9万人、軍人4万人）全員を抑留・捕虜としました。一部の日本軍当局は収容所に抑留されたオランダ人女性をスマラン他の地の「慰安所」に強制的に連れて行き、そこで日本の将兵に対して性的奉仕を強いました。

戦後インドネシアでは「慰安所」に強制的に収容所の女性を連れていた日本軍将校がB C級戦犯裁判で裁かれ、処刑された人も出了ました。オランダはサンフランシスコ平和条約に調印し、日本に賠償支払い義務はあるが、日本の経済状況を考えると払わせることはできないとして、賠償請求権を放棄しました。しかし、捕虜・被抑留者を中心とする国民の感情はこれに承服しなかったのです。そこで1956年になって、日本側は「オランダ国民に与えた苦痛に対する同情と遺憾の念を表明するため」、1千万ドルを「見舞金」として「自発的に提供する」という「私的請求権解決」のための議定書をオランダ政府と取り交わしました。死者が2万4千人として、これを分ければ、死者一人当たり500ドル弱です。だが、それでは不満が残ったのです。

そこで1990年対日道義的債務基金（J E S）が結成され、日本政府に対して法的責任を主張し、一人当たり約2万ドルの補償をもとめる運動がはじめました。大使館の資料では、現在会員は世界35カ国に約3万5000人いるそうです。J E Sは「慰安婦」問題も取りあげました。

オランダにおけるアジア女性基金の事業の準備は、在蘭日本大使館によって早くからはじめられました。オランダの戦争被害者の補償問題に関するN G Oで働いておられる人々の中で、ハウゼー将軍に対して協力が要請されました。ハウゼー将軍は自身抑留経験を持

つ軍の重鎮であるという方です。ハウサー将軍は、もしも周囲の関係者が支持するのであれば、自分は力を貸すことを厭わないところをえられました。ついでJESのラブレー理事長との話し合いがはじめられました。長い話し合いをつづけた末に、元「慰安婦」の人々の中で基金を受け入れるという人がいれば、それを認めてほしいと申し出たのに対して、ラブレー氏は検討を約束し、大使館側とJESの理事会メンバーの間で協議がはじまりました。JESが問題にした最大点は「アジア女性基金」が民間の資金をも使用しているのは政府としての義務を回避していることを意味するものではないか、という点でした。これに対して日本側からは「アジア女性基金」は政府と国民が一体となってつくりあげたものであり、その意味において日本側の誠意をより全体的に示すものであることが強調されました。結局、JESはアジア女性基金に反対であるが、受け取りたいという被害者がいるなら、高齢の被害者の事情はわかる、当方として妨害はしないとの回答を出しました。

こうして、「アジア女性基金」の事業を実施するオランダ側の組織として、ハウサー将軍を委員長とする Project Implementation Committee in Netherlands (PICN) が生まれることになりました。JESの理事であって、元「慰安婦」の問題を担当しておられた弁護士のハマー女史らがJESを離れ、PICNに加わることになりました。

2年間の準備を経て、1998年7月16日、PICNとアジア女性基金の合意書が調印されました。この日橋本総理はオランダのコック首相にあてて書簡をおくり、「慰安婦」とされた人々に対する日本政府のお詫びと反省を表明しました。

## 2 PICNの事業

さて合意書では、アジア女性基金は、国民的な償いの気持ちをあらわすために、2億500万円をオランダ人の「戦時慰安婦」の生活状態の改善のためにPICNに提供することとなっています。この資金は全額が国庫資金から提供されています。通常は当該国政府の認定をえて、アジア女性基金より国民拠出金を原資とする償い金200万円が各被害者にわたされるのですが、オランダでは、政府の認定がなく、国民からの償い金の支給はしないとされたのです。結果的に政府資金による医療福祉サービスの提供という償いの事業のみが実施されることになりました。2億5500万円から最高1000万円の事務費をのぞいた金額が事業を希望する被害者のために使われます。

PICNは1998年8月、新聞広告をもって事業を開始しました。申請受付の締め切りは1999年1月15日とされました。そのときまでに107名が申請されましたが、PICNが認定しているところでは生存している該当被害者90名、うち73名が第一次締め切りまでに申請をおこない、事業実施の手続きがとられました。17名程度の方がなお態度を保留されていましたので、締め切りを2000年の3月15日まで延長することになりました。追加申請が出た結果、実施総数は77名になりました。この結果、最終的な財サービスの提供は一人あたり318万円分ということになりました。PICNが被害者に医療福祉面での希望をきき、その希望にしたがって300万円程度の現金が支給されています。

さて橋本総理書簡はコック首相あてのものなので、全文は発表されず、被害者にもお渡ししないとされていましたが、PICN側から再三の要請があり、大使館からも強い要望

が出され、1999年4月にいたり被害者お一人お一人にお届けすることになりました。

この総理新書簡はフィリピン、韓国、台湾の被害者に対して渡るために用意された橋本総理書簡の内容をくりかえしていますが、新たに書きかれたもので、変化があります。

この新書簡は、「我が国政府は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感しており」と筆を起こして、きわめて明確です。さらにアジア女性基金について、「国民的な償いの気持ちを表すための事業を行っている」として、これに政府が協力すると述べています。オランダにおける基金の医療・福祉分野の事業も「国民的な償いの気持ちを表す」という目的をもつものであることが明確にされています。

本文の内容には、1995年村山談話も盛り込まれており、「お詫びと反省 apologies and remorse」という、これ以上はない強い表現の言葉が二度くりかえされていますので、明確な印象を与えるものとなっています。

この書簡の写しを受け取った被害者たちは次のような言葉をハマー委員長によせられました。

「また同封されたオランダ王国コック首相への手紙についてもお礼を申します。」(5月26日)

「私はまた橋本氏のお詫び apology を評価します。私は妹に送って訳してくれるよう頼みました。私が休みにリュウマチの治療を行っているとき、夫が電話して、この手紙のことを話してくれました。」(6月4日)

「私はまた橋本氏の手紙に大いに満足しました。あの長い歳月をへて、ついに一定の形の recognition がきたのです。私は感情を抑えきれず、身体がふるえます。あなたの努力に対してあらためて感謝申し上げます。」(6月9日)

「私はまた日本の首相の行った声明をとてもうれしく思いました」(6月30日)

「あなたがわたしのためにして下さり、これからもして下さるすべてのことに対してお礼を申し上げます。この金銭的な補償だけでなく、15歳の少女であった私がうけたあの悲惨さのすべてが認められたことに対することです。そのことが、いまなお口を開けていて、それをかかえて生きていくことに耐えてきたあの傷の痛みを和らげてくれます。」(日付なし)

ハマー委員長(1999年名譽顧問になったハウザー将軍に代わり就任)は、これらの手紙を大使館に伝えるさい、「受給者の反応は、総じて、過去の痛みはなお消えないが、この事業は気持ちの安らぎを与えてくれ、特に橋本総理の書簡は被害者の痛みを認知してくれているのだという一種の満足感を与えてくれたというものだ」と話されました。

PICNは基金事業を支えるために真剣な活動を続けておられます。1999年11月日本教科書会社が自社の中学校社会科教科書の記述において、「慰安婦として強制的に戦場に送り出された」という記述から「強制的に」を削除する訂正を文部省に申請したことが報道されました。このことがオランダに伝えられると、PICNのハマー委員長は11月15日付けで日本大使にあてて書簡をおくり、「関係した犠牲者の名において、またPICNの委員と顧問全員に代わって、私はこのような意図に強く異議を申し立てます」と申し入れられました。この記事が「犠牲者たちからきわめてエモーショナルな反応を引き起こしている」とされ、記事は「その人たちの感情を非常に傷つけました」、教科書記述が実際弱められるなら、「その人たちの感情はまたもや極度に傷つけられるでしょう」と

述べられています。重要なことは、記述の変更は橋本書簡の言葉に反するものであり、このままで橋本書簡の言葉が正しくなく、「アジア女性基金と P I C N の存在自体が正しくないと説明されかねず、日本の次世代が第二次大戦中の日本史にかんする正確な史実を知らないままになることを意味しています」と主張されています。手紙のコピーはアジア女性基金にも直接届けられました。

11月18日には、ハマー女史は大使館参事官に対して、元「慰安婦」たちは「自分に泣きながら抗議する」など極めて激しい反応を示しており、ハウザー主席顧問とも相談して「強く抗議すべきであるとの結論に達し」と語られたとのことです。さらに女史は、「強制的に」が削除されることは「強制的に連行された」人々にとって「耐え難い事実の歪曲」であり、日本の右翼勢力の圧力に屈するもので、橋本書簡の見解に矛盾する行為である、「このような歴史の歪曲が行われるのであれば、P I C N とアジア女性基金のおこなっている慰安婦事業の意味が失われてしまう恐れさえあると述べられました。

この動きに対して、大使館側では、日本の検定制度の性格、さらに多様な教科書の記述ぶりを説明し、政府の立場にはなんら変更がないことを強調した結果、ようやく P I C N 側は了解を示され、危機は去ったとのことです。

このような記事に対して、オランダの被害者が激しく反応し、P I C N の人々が P I C N とアジア女性基金、慰安婦事業全体の危機だと認識して、行動したことはアジア女性基金にとって大きな意味をもっています。このことは、「慰安婦」とされた人々への償い事業は歴史の教訓とする事業の継続によって不断に支えられなければならないことを示しています。

## 五 フィリピンにおける事業

### 1 フィリピンの状況

日本軍は、1941年12月、アメリカの植民地であったフィリピン・ルソン島へ上陸し、直ちにマニラを陥落させ、1942年1月3日、軍政を実施しました。日本軍の軍政下で、フィリピン人は激しいゲリラ戦を展開し、抵抗運動を行いました。日本軍はゲリラ討伐を理由に、残酷な作戦を実行しました。フィリピンでの B C 級戦犯裁判では、起訴 381 件の内、住民虐殺が 138 件、強姦が 45 件と多数を占めています。

フィリピンでは、マニラをはじめ、占領地の各都市には軍慰安所が設けられ、日本人、朝鮮人、中国人の慰安婦が送り込まれましたが、現地のフィリピンの女性も慰安婦にされていました。しかし、フィリピンでは、軍の占領地域で多くの女性を強姦し、暴力的に拉致・連行して、監禁し、「慰安婦」とした場合が多く見られます。そのような女性の中には父や夫を目の前で殺された人も少なくありません。

1992年6月、日本軍の「慰安婦」にされた女性に名乗り出るように求めたラジオ放送をきいたロサ・ヘンソンさんが決意して、ネリア・サンチョ女史らに会い、自らの体験を話しました。9月18日、彼女ははじめて記者会見の場に立ちました。ロサ・ヘンソンさんは、最初のレイプのあと、ゲリラに参加したところ、とらえられて、再びレイプされ、日本軍の司令部に連行されて、九ヶ月間他の女性とともに監禁されて、レイブされつづけ

たという人でした。

ロサ・ヘンソンさんを助けたのは、弁護士のネリア・サンチョ女史がつくったリラ・ビリピーナという民間団体です。この団体は、日本政府に謝罪と補償をもとめて運動を開始しました。この団体には、被害者の女性約150人が連絡をとっていました。1993年4月、リラ・ビリピーナの組織により、ロサ・ヘンソンさんと他の18人の元「慰安婦」、ローラたちは原告となって、日本政府の謝罪と補償を求める訴訟を東京地裁に起こしました。原告の数は、最終的に46名となりました。

1995年アジア女性基金が生まれると、リラ・ビリピーナはこれに反対しましたが、ローラ（おばあさんの意味）たちの中にはアジア女性基金をうけとりたいという人も現れました。ロサ・ヘンソンさんはそのひとりでした。ここにいたって、リラ・ビリピーナは、アジア女性基金をうけとることと訴訟をつづけることとは両立するとの判断に立って、組織の中にアジア女性基金を受け取るローラを支援する委員会を設置しました。

リラ・ビリピーナの支援を受けて提出された申請書類はフィリピン政府タスクフォース（フィリピン政府の各省庁で構成された「慰安婦」問題特別委員会）で審査されます。その結果、元「慰安婦」と認定された方には、日本大使館から総理のおわびの手紙が届けられ、基金が「償い金」をお渡しします。併せてフィリピン政府の社会福祉開発省を通して医療福祉支援事業を実施することになりました。これがフィリピンでの事業のかたちです。

## 2 フィリピンにおけるアジア女性基金事業

アジア女性基金は、1996年8月13日、フィリピン各紙へ事業内容の公示を行いました。ついで翌8月14日、すでに公示以前に申請を出し、認定を受けていた4人のうち、ロサ・ヘンソン、アナスタシア・コルテス、ルフィナ・フェルナンデスさんの3人に対して、マニラのホテルで伝達式が行われました。在比大使が総理書簡をお渡しし、基金の有馬真喜子副理事長が償い金の目録をお渡ししました。人々の前で、ロサ・ヘンソンさんは「今まで不可能と思っていた夢が実現しました。大変幸せです」と話し、コルテスさんが「50年以上、苦しんできましたが今は正義と助けを得られ幸福に思っています」と続けました。ヘルナンデスさんは、「今日皆様の前に出たのは、総理の謝罪を得られたからです。感謝しています」と発言しました。ヘンソンさんは、記者の「これで許すのか」の問いに、「1992年9月に名乗り出てから何度も『許すのか』と聞かれた。そして『許した』と答えてきた。なぜならそうしないと神様が自分を許さないと思う」と答えました。

償い金の使途について、後にこの3名の女性は、生まれてはじめて大きな病院で自分の身体を検査して、医師の診察をうけたのがうれしかったと述べています。医療・福祉支援事業はそういう要望を考慮して準備されました。フィリピン社会福祉開発省(DSWD)とアジア女性基金の間で、覚え書きを交わし、1997年1月から事業を開始しました。基金の資金でソーシャルワーカーが雇用され、一人ひとりの要望に添ったサービス、例えば車椅子の提供、バリアフリーへの改造、収入を得るために小店舗開業などへの援助がなされました。ソーシャルワーカーは大体10人に1人をつけるという考え方で、1999年末現在6人が雇用されています。ソーシャルワーカーは担当しているローラのところを定期的に巡回しています。

申請者の認定の作業は順調に進みました。この認定の作業は司法省で行われています。申請書が出ますと、この方が面接をして下さって、お一人おひとりについて認定、非認定の結論を出して下さるのです。

フィリピンの元「慰安婦」女性たちの多くは、戦後結婚し、子どもや孫に囲まれて暮らしています。結婚しなかった女性もフィリピンの大家族の中で、姪や甥、姉妹、兄弟と一緒に暮らしている場合が多く、償い金を受け取った女性たちの多くが、「貧しさの中ですっと家族や隣人の世話をになって來たが、もらった償い金で、自分が家族や隣人に死ぬまでにお返しをすることが出来るのがうれしい」と述べています。多くの場合、医者にかかる以外、自分のためにお金を使っていることはなく、息子や娘あるいは隣のために使っています。家族によると「償い金」の使途は、雨が降るたびに、家に雨水が漏つたり流れ込み、ドロドロになっていたのをコンクリートの床にした、冷蔵庫を買い母親に栄養のある食べ物を食べさせられるようになった、車イスを買うことが出来たので外につれて行くことが出来るようになった等の声を聞きます。苗を買うお金を貸し付け、収穫の中からお米を利息として受け取っていたり、サイド付きのオートバイを買って息子にタクシーの仕事をさせて収入を得る方法を取っている人、サリサリ（雑貨）店を出した人もいます。

1996年8月にロサ・ヘンソンさんと一緒に基金の事業を受け止めたアナスタシア・コルテスさんも、土地と家を買い取り、改築し、あたらしい部屋もつくり、一緒に家族が住めるようになっておられます。電話もひかれ、大きなテレビとビデオも購入されました。通りに面した小さな売店をひらき、通学生相手に雑貨を売ることもしています。コルテスさんが経験されたのは、実にむごい蛮行でした。補償請求裁判の訴状によれば、20歳の時、フィリピン軍の兵士で、日本軍の捕虜となっていた夫が脱走してきて、密告され、夫とともに日本軍に連行されたのです。サンチャゴ要塞で夫は殺され、コルテスさんは要塞に留め置かれて、5ヶ月間日本軍の将校と兵士にレイプされ続けたといいます。その後彼女を助けてくれた警官と再婚し、6人の子供をもち、今は4人のお子さんと一緒に暮らしておられます。孫はみなで25人いるそうです。

認定は現在も進行中です。現在200名近い申請書が認定の過程にあり、約一年後に迫った申請締め切りの2001年8月までは、さらに申請が増加するものと思われます。

訴訟は1998年10月東京地裁で判決が出ましたが、原告敗訴となりました。現在東京高裁へ控訴中で、今年中に結審の予定です。原告46名の内、ロサ・ヘンソンさんも含めて7名がすでに亡くなっています。現在の原告は全員基金の事業を受けた方々です。

リラ・ビリビーナが基金を受け取ろうとする元「慰安婦」を援助すると決定したことに対する不満をもった人々がつくった新しいグループ、マラヤ・ローラーズの二人のローラも2000年1月には申請書を提出しました。この人々を支持していたインダイ・サホール女史の女性の人権のためのアジア・センター(ASCENT)もローラたちがそう考えるなら、それに協力するという態度を取るにいたりました。

フィリピンでは、5年間の事業期間が終了したあと、高齢の被害者に対するケアを別の形にしても維持してほしいという要望が出されています。

## 六 韓国における事業

## 1 韓国の状況

韓国では挺身隊問題対策協議会（挺対協）が当初より強力な活動を展開し、政府にも大きな影響力をもちました。韓国政府は、認定委員会を設置し、1998年5月時点までに186人を認定しています。この人々に対して韓国政府は毎月一定額の生活資金を支給しています。すでに、この186人中、死亡した者が34人に達し、生存者は152人、うち海外居住は2人でした。98年5月以後、金学順、姜徳景さんらが死亡し、2000年現在の生存者は140人余となっています。

韓国政府はアジア女性基金の設立に対しては、当初積極的な評価を下しましたが、やがて否定的な評価に変わりました。挺対協は、日本政府とアジア女性基金に対して否定的な態度を一貫させており、ほぼ変化がありません。アジア女性基金は、日本政府が慰安婦問題に対する法的責任を回避するための欺瞞の装置として設置したものであり、解散することがのぞましいと見えています。そして、影響力のあるハルモニに対しては、アジア女性基金を絶対に受け取ってはならないと要請しているのです。ハルモニたちの態度は、さまざまです。アジア女性基金を批判し拒否する考え方の方々もおられます、中には不満はあるが、受け取るという態度の方もおられます。そのような考え方を公然と表明したため、挺対協側から働きかけをうけ、アジア女性基金拒否を再声明した人も出ました。

挺対協は国連人権委員会への訴えや各国の関係団体との連帯行動などを積極的につづけています。その活動は「慰安婦」問題を国際社会の問題とするのに大きな役割を果たしたと言ってよいでしょう。現在では、法的責任を認めて謝罪し、補償するとともに、責任者を処罰することをもとめることに運動の重点をおいています。

## 2 韓国での事業の実施

1996年8月基金運営審議会委員からなるの対話チームが韓国を訪問し、20人ほどのハルモニとお目にかかり、事業の内容を説明しました。お目にかかったハルモニの中では、金学順さん他2名の方が基金を拒否すると言明されましたが、他の方々の多くは、償い金が200万円であることは誠意ある措置と認められない、500万円を一括支給するならば、誠意ある措置として受け入れると述べられました。挺対協は対話チームの韓国訪問に反対しており、対話チームの滞在中に事業内容の説明には虚偽があるとの発表を行つたため、対話チームは抗議の声明を出すことになりました。

東京に戻った対話チームは医療福祉援助の一括実施分の増額のために努力しました。1997年12月に金田君子さん（仮名）が基金の事業の受け入れを表明されました。これに対して金田さんに受け取るなどという圧力が加えられました。やがて他に6人のハルモニが受け取りを表明されました。そこで1997年1月11日金平輝子理事を団長とする基金の代表団がソウルのホテルで7人のハルモニに総理の手紙をお渡しして、基金事業の実施に入りました。実施のあと、金平代表は口上書を韓国のマスコミ各社に伝え、事業実施の事実を明らかにするとともに、基金の姿勢を説明しました。しかし、一部を除いて、韓国のマスコミはこの実施を非難し、挺対協も抗議して、7名のハルモニたちには強い圧力がかけられました。

この経験はあまりに厳しいものでしたので、基金は一時事業を見合させて、韓国での事

業を実施する条件の整備に集中しておりました。韓国内では、基金をうけとらせないために、民間の募金を行う運動がおこりました。その集めた基金からハルモニたちに一定額の援助金が支給されましたが、7名のハルモニは対象外に置かれました。

基金は悩んだ末に1998年1月6日、韓国の『ハンギョレ新聞』、『韓国日報』など四紙に事業の内容に関する広告を掲載し、事業の再開に踏み切りました。早速電話がかかってきて、申請書が提出されるようになりました。基金はその人々の申請を検討し、事業を実施しました。

同年3月金大中大統領が就任されました。新政府は同年5月に韓国政府として日本政府に国家補償を要求することはしない、その代わりにアジア女性基金を受け取らないと誓約する元「慰安婦」には生活支援金3150万ウォン、プラス挺対協の集めた資金より418万ウォンを支給すると決定しました。実際に韓国政府は142人に生活支援金の支給を実施し、基金から受け取った当初の7名と基金から受け取ったとして誓約書に署名しなかった4名、計11名には支給しませんでした。基金は6月に原理事長名で大統領に書簡を差だし、基金の償い金と韓国政府の生活支援金は性格が違うものであり、したがって両立できるものであることを認めてほしいと申し入れました。これに対して、韓国政府の非公式な回答がありました。その内容は、基金の支給はやめ、歴史の教訓とする事業に転換してほしいというものでした。

その後さまざまな交渉と経過の後に、韓国政府と世論に配慮して、現在では韓国での事業は停止状態にあります。

基金の事業をうけとめられた方々からは次のようなお礼の言葉が基金に寄せられています。「日本政府から、私たちが生きているうちに、このような総理の謝罪やお金が出ると思わいませんでした。日本のみなさんの気持ちであることもよく分かりました。大変ありがとうございます」

またある人は、「基金」を受けたあと、韓国の新聞記者に次のように答えています。「日本全体をくれるといわれても、われわれが死んだあとでは何の意味があるのか。日本政府を相手とする国家補償は実現不可能であると思われる。韓国政府や民間団体が日本政府や国連を相手として国家補償を推進しても、100年戦っても日本政府は絶対賠償しないだろう」（韓国日報、九七年一月）

さらにある人は、手術をうけるためにお金が必要だということで、基金を受け入れることを決められましたが、当初は基金の関係者には会うこともいやだという態度を示していました。しかし、基金の代表が総理の手紙を朗読すると、声をあげて泣き出され、基金の代表と抱き合って、泣き続けられたとのことです。そして、自分の「慰安婦」としての経験や帰国後の苦しみなどを語り出されたそうです。日本政府と国民のお詫びと償いの気持ちを受け止めていただけたと考えることができます。

最初の7名以後の方々は受け取りの事実が完全に秘守されていますので、プライバシーは守られていますが、社会的な認知をえていないため、心理的には苦しい立場に置かれています。基金ではこの人々の受け取りが韓国内で認知されるような状況が生まれるように願っています。

現在は事業の停止状態がつづいています。韓国の事業は2002年1月をもって終了となります。基金としては、のこる期間のうちに韓国の運動団体と韓国政府の理解をえて、

事業を再開させていただきたいと思います。そのために日本政府と国民の誠意を理解していただけるように努力したいと考えています。

## 七 台湾における事業

### 1 台湾における状況

第二次大戦中、日本の植民地であった台湾から多くの男性が日本軍兵士として徴兵され、同時に女性は「看護」や「炊事」「工場での作業」などの名目で軍や警察に召集されました。当時の現地の人々にとって日本軍や警察にさからうことは、生きる道を絶たれるにも等しかったという背景があります。海外では海南島、フィリピン、中国、インドネシア、ミャンマーなど、国内では台湾各地にあった軍港や軍需工場に隣接する施設に送られ、その多くの女性が「慰安婦」として働かされました。夫や婚約者が兵士として軍に徴用されている間に、被害にあった女性も少なくありません。そういう被害者のほとんどが戦地からもどった夫に事実を打ち明けることができず、何十年間も秘密を抱えて暮らすことになりました。

戦後台湾は中国の領土となりましたが、国共内戦にやぶれた中華民国政府が台湾に逃げ込みました。一九五二年日華平和条約が結ばれましたが、中華民国側は賠償請求を放棄することをよぎなくされました。請求権交渉はおこなわれることになっていましたが、ながく行われず、一九七二年の日中国交回復と同時に日本と台湾は国交関係を失いました。

1992年、台湾の立法院(国会に相当)、外交部、内政部、中央研究院、台北市婦女救援福利事業基金会(略称:「婦援会」)は「慰安婦問題対処委員会」を発足させ、この問題の調査を開始しました。同委員会の委託により、婦援会が被害者の認定や生活支援金の支給等を担うこととなりました。最近の「婦援会」の発表によれば、被害者として認定され生存している台湾人女性は45名です。認定された被害者には、台湾政府と台北市が月々15000元(約7万円)の生活支援金を支給しています。

台湾の被害者も訴訟を提起しています。1999年7月、台湾「慰安婦」被害者9名が日本政府を相手取って東京地方裁判所に訴訟を起こし、1人当たり1000万円を請求しました。

また立法院では1996年3月をはじめとして数次にわたり、多数の立法委員が「日本政府が法的責任を認め、謝罪と賠償を行う」ことを求める署名を行っています。

### 2 基金事業の準備と開始

1996年1月、基金の対話チームがはじめて台湾に赴き、婦援会を訪問して、被害者4名との懇談を許されました。被害者はアジア女性基金の事業に関心を見せましたが、婦援会は基金を拒否して、国家補償を求めるという方針のもと、以後の一切の接触を断つようになりました。96年8月、日本に来られた台湾原住民の被害者が基金からの受け取りたいという意志を表明されましたが、婦援会の側から思いどまるようにという強い働きかけがなされました。

基金では、元「慰安婦」個々人の気持ちを尊重すべきだというお考えをもつ弁護士賴浩

敏氏に支持をいただきて、氏の万国法律事務所を申請の受付先に指定して、九七年五月台湾の有力三紙に広告を掲載し、事業を開始いたしました。償い金は200万円ですが、台湾の場合、医療福祉援助は一人あたり300万円分としています。広告をみて申請してきた元慰安婦の方々には、事業を実施しています。

これに対して、反発した台北市の篤志家が97年8月所蔵の書画骨董を寄付し、婦援会がこれを競売に付し、その収益1億7000万円により被害者に一人あたり約50万元(200万円)のお金を配布しました。そのさいアジア女性基金からは受け取らないという誓約書の提出が求められました。さらに98年2月台湾立法院の議員たちが政府を動かして、日本政府からの補償の立替金として、被害者一人あたりに200万円を支給することが実現されました。こちらは日本側から補償があれば、それは台湾政府の方に補填されるということです。

以後、毎年1回、台湾各紙に、ひとりでも多くの被害者に基金の事業についての情報を提供し、一般の人々にも事業の内容、性質を正確に理解していただくことを目的として広告の掲載を続けています。

## 八 インドネシアにおける特別事業

### 1 インドネシアの状況

インドネシアは日本が占領した当時はオランダ領の植民地でしたが、戦後独立してインドネシアとなりました。インドネシアでは、すでに述べたように、居住地の区長や隣組の組長を通じて現地の女性の募集がおこなわれたようです。占領軍の意を受けた村の当局からの要請という形の中には、「半強制」という要素があったと考えられます。またここでも、部隊が私的につくり、暴力的に女性をつれてきた慰安所の代替物もみられました。

インドネシアでは一九九二年に慰安婦問題が注目を集め、最初に名乗り出た女性が現れました。そこで法律援護協会ジョクジャカルタ支部が一九九三年に名乗り出た女性の登録をはじめました。その後一九九五年、兵補協会も元慰安婦の登録をはじめました。これらの登録した女性の数は膨大なものになりました。

この中で日本大使館とインドネシア政府は協議を進めました。その結果、一九九六年一月一四日インタン・スウェノ社会大臣はインドネシアにおける「慰安婦」問題についてインドネシア政府として以下の見解を発表しました。その内容は次のようなものです。「慰安婦」問題はインドネシア民族にとってその歴史の中で忘れ難い暗い側面であり、将来繰返されることのないよう注意を払い、教訓とする必要がある。また、この暴力の犠牲となつた女性の終わることのない精神的かつ肉体的な苦渋、痛みを理解している。しかしながら、パンチャシラ哲学を有する民族として、感情的因素が強い措置及び施策に向かわないように、また犠牲となられた女性の方々及びご家族等の名誉を変わらず守ることに尽力している。インドネシア政府は1958年に締結された「日本国とインドネシア共和国との間の平和条約」、及び「日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」によって日本政府の戦時賠償は解決済みとの認識である。アジア女性基金がインドネシアにおいて行なう「慰安婦」問題に関する事業・援助はインドネシア政府(特に社会省)を通じて行われる

ものとし、他の組織や個人を通じて行われることはない。

結局、インドネシア政府は、元「慰安婦」の認定は困難であること、元「慰安婦」の方々やその家族の尊厳を守らなくてはならないこと、日本・インドネシア間の賠償問題は平和条約等によって解決済みであること等の理由から、元「慰安婦」個人に対する事業ではなく「高齢者福祉施設」整備事業への支援を受けたいという方針を持つにいたっていたのです。このことが九六年一二月、基金の派遣した役員に、インドネシア政府社会省及び女性問題担当府高官から説明されました。基金の中には、元慰安婦個人への償い金の支給を望む声が強かったのですが、日本政府の判断をえて、基金としてこれを受け入れることになりました。

## 2 インドネシアでの特別事業の開始

基金としては施設設置場所については、慰安婦被害の発生している地域を優先してほしいなどの要請を行いました。インドネシア政府より、本件事業により建設される施設への入居者の選定に当っては、元「慰安婦」と名乗り出た方や女性が優先されることと共に、場所に関しても、元「慰安婦」の方が多く存在したと思われる地域に重点的に整備されるとの確約が得られました。1997年3月25日、インドネシア政府社会省との間で覚書が締結され、事業が開始されました。インドネシア社会省が事業の実施機関となり、基金より日本政府の資金から総額3億8000万円の規模で10年間にわたり支援を行うことになりました。また覚書締結にあたって橋本龍太郎総理大臣（当時）よりスハルト大統領に対し親書が送られました。

初年度及び第2年度の事業として以下の11の施設が完成し、これまでに124名の入居者がありました。

中部ジャワ州 ウエニン・ワルドヨ (定員10人)  
東部ジャワ州 バハギア (定員10人)  
北スマトラ州 アブディ (定員11人)  
南スラウェシ州 マバッカ・スング (定員11人)  
東南スラウェシ州 ミナウラ (定員9人)  
ジャカルタ州 ウサダ・ムリア (定員20人)  
西ジャワ州 チポチョック (定員10人)  
ジョグジャカルタ州 アビヨソ (定員9人)  
西スマトラ州 ジャサ・イブ (定員10人)  
南スマトラ州 ワルガ・タマ (定員12人)  
東カリマンタン州 ニルワナ・ブリ (定員12人)

なお、基金としては完成した施設のうち、5ヶ所の施設の視察を行いました。各施設とも質素ではあるが、清潔かつ明るい雰囲気を作り出そうという施設職員の姿勢と努力が見られました。

1999年スハルト政権が退陣し、省庁再編がおこなわれましたが、新政府も覚書締結の事業を引き続き推進していくことが表明されました。第3年度、第4年度事業は現在進行中です。各年度6カ所の施設を建設することになっています。

## 九 歴史の教訓とする事業

歴史の教訓とする事業は、基金の「償い事業」と密接不可分な事業、その第4の柱として構想されました。

まず第一は、「慰安婦」関係文献の書誌データの整備です。1997年9月に『慰安婦』関係文献目録（ぎょうせい）が出版されました。1996年までの書籍、雑誌論文を集め、全タイトルを日本語と英語で表示しています。巻末に「慰安婦」問題関係年を付しています。その後この内容はコンピューターに入力され、データベース化されています。

第二に、政府が調査して集めた「慰安婦」関係の資料を悉皆的に影印本として公刊されました。1997年3月から1998年7月にかけて刊行された『政府調査「従軍慰安婦」関係集成』全5巻（龍溪書舎）です。内容は外務省、防衛庁戦史室、国立公文書館、国会図書館、警察大学図書室、アメリカ国立公文書館所蔵の資料です。

第三に、1996年10月に「慰安婦」関係資料委員会を設置しました。顧問衛藤瀧吉、委員は饗庭孝典、浅野豊美、我部政男、倉沢愛子、後藤乾一、高崎宗司、秦郁彦、波多野澄雄、橋本ヒロ子、和田春樹という顔ぶれです。

この委員会は、96年、97年、98年において、委員の出張および研究委託により、防衛庁戦史室の金原文書の調査、沖縄県所蔵の資料調査、インドネシア、ミクロネシアでの聞き取り調査、アメリカの公文書館、オランダの公文書館、ドイツの公文書館、台湾の公文書館での調査を行ないました。これらの調査報告をふくめ、1999年2月に『慰安婦』問題調査報告・1999』を刊行しました。これには6本の論文が収録されました。

これらの刊行物は国内および関係国の公共図書館、大学図書館に寄贈され、各方面から高い評価をえています。

## 十 基金一一五年間の成果

アジア女性基金は、「慰安婦」とされた方々に対する道義的責任を認めた日本政府がお詫びと反省をあらわす「国民的な償いの事業」を実施し、あわせて今日的な女性の問題にも取り組むために設置した財團法人です。ここでは、故原文兵衛理事長のもとに、外務省、総理府外政審議室の担当官、基金呼びかけ人、理事、運営審議会委員などの民間ボランティヤー、それに事務局長以下の基金職員という三者が協力して事業を実施してきました。

この五年間の努力の結果は、フィリピン、韓国、台湾一七〇名、そしてオランダ七七名、計二四七名の元「慰安婦」の方々に日本政府と国民のお詫びと償いの気持ちを届けたことです。この方々のうち、ロサ・ヘンソンをはじめとして、すでに一名の方々が亡くなられたことを思えば、基金の事業を受け入れられた方々が、いくらかでも苦しみを癒し、心の安らぎをとりもどすことができたということは、われわれの至上の喜びです。

国連人権委員会や人権小委員会に出された報告や、各国の運動団体は、日本政府が法的責任を認めて、国家補償をおこない、責任者を処罰せよと求めていて、アジア女性基金に対して厳しい批判を引き続き向けています。道義的責任を認めて、努力するというのは、法的責任をみとめることを拒否する策略だという否定論やアジア女性基金を解散せよという主張も残念ながらなお存在します。しかし、批判は批判として受けとめておりますが、

私たちは基金が策略だという意見や基金解散の主張を受け入れるわけには行きません。このような意見に対してはステレオタイプのイメージにとらわれることなく、基金の今日の姿をあらためて正面から見て下さるように要望しておきます。

基金の事業はこの5年間のあいだに当初設定された枠組みの中で事業を動かす思想の面で前進があったことに注意が向けられなければなりません。基金の「償い事業」において、国民からの募金にもとづく200万円の「償い金」のお渡しが当初は唯一の柱と考えられてきました。しかし、基金は単純な「民間団体」ではなく、政府の資金によって運営されている機関であり、政府と国民の心と力を合わせて、「国民的な償いの事業」を推進するという目的をもつということが確立されたのです。

二〇〇〇年九月一日、アジア女性基金が創立五周年を迎え、一九九九年九月に亡くなられた原文兵衛初代理事長のあとをうけて村山富市元総理が新理事長に就任するにあたって、中川官房長官は談話を発表し、「『基金』を設立し、支援してきた我が国政府の基本認識を明らかに」するとして、「我が国政府としては、いわゆる従軍慰安婦問題に関して道義的な責任を痛感しており、同『基金』を通じて、この問題に誠実に対応してきている」と、それを続けていくということを表明されました。

政府資金による「医療福祉援助」は、「国民的な償いの事業」における日本政府の分担部分であるとの位置付けも明らかになっています。オランダにおける事業において、「国民からの償い金」は実施されず、「医療福祉援助」のみが実施されたことは、「償い事業」におけるこの要素の重要性を確認することとなっています。中川官房長官の談話では、「いわゆる従軍慰安婦問題について国民的な償いの気持ちを表すための同『基金』事業はおおむね順調に進んできている。そのうち、政府は同『基金』に対し政府予算を拠出し、同『基金』を通じて元慰安婦の方々に対する医療・福祉支援事業を実施している。」と明確に表明されるにいたりました。

法的責任を認めた上で「償い」が実現されるかいなかにはかかわりなく、道義的責任を認めたことに基づく「償い」を実施するのが、アジア女性基金の仕事です。そういうものとして、「償い事業」を完成させていくことが私たちのこされた課題なのです。この点について、なによりも「慰安婦」とされた方々、さらに国際社会と関係諸国政府、運動団体に理解していただきたいと願っています。

#### 十一 キャンペーン2000の訴え

2000年9月には基金事業を受け止めたいと申請手続きをとった人が160名に達していましたが、その後さらに増え、200人に達しました。これらの方々の申請書は認定の作業にまわっております。認定の結果、のこる募金残額1億4000万では、償い金をさしあげるのに、大幅に不足することになることが考えられました。それで、基金は2000年9月よりキャンペーン2000を開始し、あらたな募金を国民の皆さんに訴えるにいたりました。おかげさまで多くの人々にこのキャンペーンにごたえていただき、2001年1月末現在あらたな拠金は5000万円に達しています。さらにキャンペーンを開いて、募金活動を積極的に進める所存です。

基金関係者一同は村山富市新理事長のもと、「償い事業」ののこる期間、いっそう真剣に努力していく決意です。みなさまのいっそうのご理解、ご支持、ご協力を御願いいたします。

ます。

## アジア女性基金の現況報告

### 現在の募金状況

1

### 募金に関する事業内容について

2 - 3

(募金キャンペーン2000・都内資料)

13.1.16

理事会等報告

### 現在の募金状況

募金キャンペン2000 (12.9.1~13.1.12)	(概算募金額)
閣僚及び政務次官等	235万円
政党・国会議員	220万円
各省庁関係職域	2,812万円
別途外務省預り分	570万円
都道府県等地方公共団体職域	637万円
一般国民等(一般企業、基金役員等含む)	1,444万円
計	5,918万円

(参考)

#### 寄付金総額収支状況

	収入累計	支出累計	差引残高
12年8月末	4億 4,826万円	3億 4,000万円 (170人)	1億 826万円
9月末	4億 4,845万円	3億 4,200万円 (171人)	1億 645万円
10月末	4億 5,758万円	3億 4,400万円 (172人)	1億 1,358万円
11月末	4億 6,922万円	3億 4,400万円 (172人)	1億 2,522万円
12月末	4億 9,947万円	3億 4,600万円 (173人)	1億 5,347万円
13.1.12現在	5億 0,744万円	3億 4,600万円 (173人)	1億 6,144万円

平成 13 年 1 月 15 日

## 募金に関する事業内容について

### 1. 啓発事業

#### 募金呼びかけ 3 点セット

- ① 「基金ニュース No.16」(キャンペーン 2000 事業のお知らせ)
- ② 小冊子(事業報告・募金の呼びかけ)
- ③ 募金リーフレット  
拠金者、諸団体に約 15,000 部送付(9月)

#### 募金箱・募金ポスター

約 5,000 部を全国の自治体、中央省庁などに送付(10月)

雑誌広告 - 「婦人公論」(平成 12 年 9 月 7 日発売号)

新聞広告 - 中央紙地方版、ブロック紙・地方紙 49 紙(別紙参照)

#### テレビ番組制作・放映

朝日ニューススター(平成 12 年 10 月 7 日)

テレビ東京系列 6 局(平成 12 年 12 月 24 日)

### 2. 地方対策事業

#### 事業報告会

東京(平成 12 年 11 月 29 日)

大阪(平成 13 年 2 月 26 日~28 日で調整中)

東京(平成 13 年 2 月 26 日~3 月 4 日で調整中)

静岡(平成 13 年 2 月 26 日~3 月 4 日で調整中)

札幌(平成 13 年 3 月 21 日~23 日で調整中)

#### DV セミナーでの募金の呼びかけ

千葉(平成 12 年 11 月 1 日)

東京(平成 12 年 11 月 7 日)

沼津(平成 12 年 11 月 14 日)

埼玉(平成 12 年 11 月 15 日)

気仙沼(平成 12 年 11 月 18 日)

旭川(平成 13 年 2 月 9 日を予定)

#### 大学における討論会

埼玉大学(平成 12 年 12 月 12 日)

関西地区で検討中

\*イベント参加 「東海道大宿場まつり・静岡(平成 13 年 3 月 18 日)」

基金事業に賛同する静岡県・着装俱楽部から募金呼びかけのためのブースを提供してくれるという提案があり、現在参加を検討中。

## 新聞広告掲載一覧

実施済み (2000年)

北海道	北海道新聞	12月7日
宮城	河北新報	12月7日
福島	福島民報	12月5日
新潟	新潟日報	12月2日
長野	信濃毎日	12月5日
静岡	静岡新聞	12月6日
愛知	中日新聞	12月2日
大阪	読売新聞	12月7日
	朝日新聞	12月3日
	産経新聞	12月3日
	毎日新聞	12月7日
京都	京都新聞	12月4日
兵庫	神戸新聞	12月7日
岡山	山陽新聞	12月7日
広島	中國新聞	12月2日
愛媛	愛媛新聞	12月6日
福岡	西日本新聞	12月6日
熊本	熊本日日新聞	12月3日
鹿児島	南日本新聞	12月3日

実施予定 (2001年)

青森	東奥日報	1月25日～2月5日
岩手	岩手日報	〃
秋田	秋田魁新報	〃
山形	山形新聞	〃
茨城	読売新聞	〃
栃木	下野新聞	〃
群馬	上毛新聞	〃
埼玉	読売新聞	2月5日
千葉	読売新聞	2月5日
神奈川	読売新聞	2月5日
山梨	山梨日日新聞	1月25日～2月5日
富山	北日本新聞	〃
石川	北國新聞富山新聞	〃
福井	福井新聞	〃
奈良	朝日新聞	〃
	読売新聞	〃
和歌山	読売新聞	〃
滋賀	読売新聞	〃
香川	四國新聞	〃
徳島	徳島新聞	1月25日
高知	高知新聞	〃
鳥取	日本海新聞	〃
島根	山陰中央新報	〃
山口	読売新聞	〃
佐賀	佐賀新聞	〃
長崎	長崎新聞	〃
大分	大分合同新聞	〃
宮崎	宮崎日日新聞	〃
沖縄	琉球新報	〃
	沖縄タイムス	〃

## 「女性国際戦犯法廷」関連資料

### 「女性国際戦犯法廷」日程

1

### 日本軍性奴隸制を裁く「2000年女性国際戦犯法廷」憲章

2

### 日本軍性奴隸制を裁く「2000年女性国際戦犯法廷」 検事団およびアジア太平洋地域の人々対天皇裕仁ほか、および日本政府 認定の概要

11

## 『女性国際戦犯法廷』日程 2000.11.23現在

時間	内容
18:30-20:30	前夜祭
10:00-10:30	開会の言葉 国際実行委員会 開廷宣言 総判長
10:30-11:30	起訴状朗読 被告側弁論
11:30-13:00	韓国・朝鮮 <昼 食>
14:30-16:00	韓国・朝鮮
16:00-16:40	専門家証言  日本軍の構造(林博史)、天皇の責任(山田朗)
16:40-17:30	日本 天皇および國家責任に関する立証
18:30-20:30	歓迎パーティ(関係者のみ)
10:00-11:30	中 國
11:30-13:00	台 湾 <昼 食>
14:30-15:05	専門家証言  「慰安婦」制度(吉見義明)、トラウマ(レバ・ムラジエノヴィッチ)
15:05-16:50	フィリピン
16:50-17:05	マレーシア
18:30-20:30	ビデオ上映会
10:00-10:45	オランダ
10:45-12:15	インドネシア
12:15-12:55	専門家証言  レイシズムと戦時性暴力(ゲイ・マクドゥーガル) 國家責任(フリッツ・カルスホーベン) <昼 食>
14:30-15:15	東チモール
15:15-15:45	日本人「慰安婦」
15:45-16:15	加賀兵士証言 2人
16:15-17:15	検事論告 総判官コメント
18:30-20:30	アジア文化のタペ
9:30-18:00	現代の紛争での女性による活動(国際公報会) 世界の紛争地の12人の証言と専門家の解説
18:30-20:30	日本軍性暴力と現代の紛争のサバイバー交流会(関係者のみ)
9:30-12:00	開会
13:00-14:00	記者会見
14:00-16:00	デモ
16:00-17:00	国会議員訪問
18:30-21:00	国際刑事裁判所(ICC)シンポジウム

\*プログラムは一部変更の可能性があります

## 日本軍性奴隸制を裁く「2000年女性国際戦犯法廷」憲章

(2000年4月2日上海会議で合意)

### 前文

第二次世界大戦前・中に日本軍が、植民地支配し、軍事占領したアジア諸国で行った性奴隸制、それは今世紀で最も残虐な戦時性暴力の一つであったが、その被害女性たちに正義が取とりもどされないまま20世紀が過ぎ去ろうとしているのを目の当たりにし、

女性に対する暴力、特に武力紛争下の暴力が、今日世界各地でいまだに絶えないことを目の当たりにし、

女性に対する暴力は、1993年世界人権会議で採択されたウィーン宣言と1995年第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領によって一層の国際的関心を引いており、その綱領は、強かん、性奴隸制などの武力紛争下の女性に対する暴力は戦争犯罪であり、真相究明、被害者に対する補償、加害者の処罰が必要であると明記していることに注目し、

90年代初めに、国連が設立した旧ユーゴおよびルワンダ国際戦犯法廷が女性に対する暴力に責任のある者を訴追していること、また国際刑事裁判所は設置規程が発効した後に行われた戦時および武力紛争下の女性に対する暴力を裁くことになっていることに留意し、

日本軍性奴隸制が女性に対する暴力の中でもとりわけ重大でひどいものであり、当時の国際法の原則に違反し、人間の良心に深く衝撃を与えるものであった点に鑑み、

第二次世界大戦終結後にアジア全域で連合国が開いた軍事法廷は日本軍性奴隸制や他の女性に対する性暴力を戦争犯罪としてほとんど訴追せず、その後の数十年間も、現行の国内および国際的司法制度は加害者を裁かなかつたことに注目し、

日本軍性奴隸制の被害女性たちが、補償や加害者訴追など正義が行われることなくこうした侵害行為のために、今も身体的、精神的に苦しみ続けていることを認識し、

この奴隸制の生存者たちが長く苦しい沈黙のあと、1990年代になって、裁きが行われることと、長い間奪われていた基本的人権を回復することを要求してきたことを意識し、

犯罪が行われてから半世紀たっても、生存者たちは加害者から罪を認める言葉も受けられず、犯罪の責任者たちは真の謝罪も行わず補償を支払うこともなく、その一方で、被害女性たちは何の補償救済措置もないままに次々に亡くなっていくことを憂慮し、

性奴隸制を含む戦時性暴力の被害女性や生存者に正義を回復することは、地球市民社会を構成する一人一人の道義的責任であり、国際的な女性運動にとって共通の課題であることを心に留め、

すべての被害女性に正義、人権、尊厳を回復し、戦時および武力紛争下の女性に対する暴力の不処罰の循環を断ち切ること、それによってこうした犯罪の再発を防ぐことに寄与しようと決意し、

全記録を、20世紀の歴史の消し去ることのできない記録として世界に公表することにより、「法廷」の努力が、戦争と女性への暴力のない21世紀と新しい千年紀を創ることに寄与することを確信し、

日本軍性奴隸制を裁くための「2000年女性国際戦犯法廷」を開くこと、および、その主要な使命として、日本の植民地支配と侵略戦争の一環としてアジア太平洋全域にわたって日本軍が犯した性暴力、とくに、「慰安所」で「慰安婦」たちを性奴隸にしたことについて、眞実を明らかにし、関与した諸国家や個人の法的責任を明確にすることを切望し、

「法廷」が国際法の原則、人間の良心、人間性と、女性生存者自身を含む多くの人々の勇気ある闘いの結果、国際社会が国際人権として受け入れた女性の人権の原則を焦点とするジェンダー正義とに照らして、判決を下す能力があることを確信し、

民衆と女性の提唱で開かれるこの「法廷」に、判決を強制する実際の権限はないとしても、国際社会や各國政府が判決を広く受け入れ、実施することを要求する道義的権威を持つことを心に留め、

諸国家や国際組織がこうした犯罪に責任のある人々を裁くため、また謝罪、損害賠償、リハビリテーションを含む賠償を行うために必要な措置をとるよう再度要求しつつ、

加害国(日本)の諸組織、被害地域の諸組織(南北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシアなど)および国際諮問委員会(著名な専門家や人権活動家からなる)で構成される国際実行委員会は、ここに、日本軍の性奴隸制を裁く「2000年女性国際戦犯法廷」の憲章を定めます。

## 第1条 女性国際戦犯法廷の設置

ここに「女性国際戦犯法廷」(以下「法廷」)が設立されます。「法廷」はこの憲章の規定に従って、個人と国家を裁く権限を持ちます。「法廷」は、国際実行委員会によって決定される日時、場所で、公開の審理を行います。

## 第2条 「法廷」の管轄権

1. 「法廷」は、女性に対して行われた犯罪を、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド(大量虐殺)の罪として裁きます。強かん、性奴隸制、強制売春、殺人、拷問、身体切断、その他のあらゆる形態の性暴力を含みますが、それらに限定されません。
2. 「法廷」は、上記の犯罪に関して国際法に違反する国家の作為または不作為、また第4条に定める作為または不作為についても裁きます。
3. 「法廷」の管轄権は、第二次世界大戦前と大戦中に日本によって植民地とされ、支配され、または軍事占領されたあらゆる国と地域、更にこれと同様に被害を日本から受けた他のあらゆる国に及ぶものとします。

### 第3条 個人の刑事責任

この憲章の第2条に定めた犯罪を計画し、扇動し、命令した者、また他の如何なる形でも計画、準備や実行を帮助・扇動した者は、その犯罪について個人として責任を問われます。第2条に定めた犯罪の証拠を隠した者は個人として責任を問われます。

### 第4条 國家責任

國家責任は以下から生じます。

(a) 第2条の犯罪の実行または行為が、その国家の軍隊、政府の官吏、および公的立場で行動する者によって行われた場合、

(b) 国家による次のような行為または不作為

i) 第2条の犯罪に関して、事実を隠したり、歪めたり、または他のいかなる形態であっても真実を発見し公表する責任を果たすことを怠ったり、その責任を果たさなかった場合、

ii) これらの犯罪に責任ある者を訴追し処罰しなかった場合、

iii) 被害者に賠償を支払わなかつた場合、あるいは

iv) 第2条の犯罪の再発防止に必要な措置をとらなかつた場合。

### 第5条 命令責任と上官の命令

1. 被告人の公的地位が、天皇であろうと、国家元首、政府の長、軍隊の司令官、責任ある官吏であろうと、その立場によって、その人の刑事責任は免除されず、処罰も軽減されません。

2. この憲章第2条の犯罪を部下が犯したという事実は、その上司または上官が、部下がそのような行為を行おうとしていることを知っていたか、知るべき事情があったのにその防止や抑止のために必要で適切な手段を講じなかった場合、または、捜査と訴追のためしかるべき当局に事件を報告しなかった場合は、それらの上司や上官は刑事責任を免れる理由にはなりません。

3. 犯罪が上官または政府の命令に従って行われたものであっても、その事実だけではそれを犯した個人は刑事責任を免れません。

#### 第6条 時効の不適用

「法廷」が裁く犯罪は、時効が適用されません。

#### 第7条 「法廷」の構成

「法廷」は次の構成となります。

(a) 裁判官

(b) 檢察官

(c) 書記局

#### 第8条 裁判官と検察官の資格と選任

裁判官、検察官は国際実行委員会が、人権の分野で国際的に信頼のある著名人の中から、以下を考慮して任命します。

(a) 性の配分

- (b) 地域配分
- (c) 女性の人権の提唱、擁護、推進に対する貢献
- (d) 国際人道法、国際人権法、国際刑事法についての専門的知識と経験
- (e) ジェンダー犯罪や性暴力犯罪を扱った経験

#### 第9条 訴訟手続きと証拠に関する規則

「法廷」の裁判官は、審理の手続きと証拠に関する規則、被害者や証人の保護、その他の裁判官が必要とみなした「法廷」についての適切な事項を決定します。

以下のものは証拠と認められます。

- (a) 書証：公文書、宣誓供述書・調書、署名のある陳述書、日記、手紙やメモなどの文書資料、専門家鑑定書、写真やその他の映像視覚資料
- (b) 人証：生存者や証人の文書または口頭の証言、専門家による鑑定証言、
- (c) 物証：関連するその他の物証。

#### 第10条 書記局

国際実行委員会は、「法廷」に書記局を設置します。書記局は、「法廷」の事務と運営に責任を持ちます。

## 第 11 条 檢察官：調査と起訴状

1. 檢察官はこの憲章の第 2 条に述べる犯罪の捜査と訴追に責任を持ちます。その際ジェンダーや文化の諸問題、また被害者が直面するトラウマなどに配慮します。
2. 檢察官は個人、生存者、NGO その他の情報源から得られる情報に基づいて調査を行い、真実を確定するために、容疑者、被害者、証人を尋問し、証拠を集め、現地捜査を行う権限を持ちます。
3. 檢察官は捜査の結果、訴追に十分な根拠があると判断した場合に、「法廷」に起訴状を提出します。

## 第 12 条 審理

1. 「法廷」は審理を開始するにあたって検察官からの起訴状を読みます。「法廷」は公正で迅速な審理を保障します。
2. 審理は公開で行います。
3. 「法廷」の使用言語は英語とします。必要に応じて他の言語に翻訳・通訳されます。

## 第 13 条 被告人への出廷要請

「法廷」は第 2 条に述べる犯罪に責任があったとされる個人に対し、本人とその代理人の双方または一方が「法廷」に出廷し、証拠を提出し、陳述することを、要請することができます。

## 第 14 条 被害者と証人の参加と保護

1. 「法廷」は、起訴状の準備や審理手続きの際に被害者やその代理人、被害者団体が最大限に参加するようにします。
2. 「法廷」は、取り扱う犯罪の本質を考慮し、またトラウマに配慮して、性暴力の被害者や証人、また他のいかなる人についても、証言をすることで危険にさらされる人々について、その安全、身体的心理的な福利、尊厳やプライバシーを保護するよう、判決後も含めて必要な手段を取ります。保護措置としては、必要に応じて視聴覚機材による審理やその他の被害者の身元を匿す措置を含みますが、それだけに限定されません。

#### 第15条 判決

1. 判決は「法廷」の裁判官の多数決によって下され、公開の場で「法廷」によって言い渡されます。
2. 判決は、「法廷」に提出された証拠に基づいて、被告人がその犯罪について有罪か無罪かを明確に述べ、その判決の理由を述べます。
3. 判決では責任があるとされた個人または国家に対して被害者への救済処置を命ずることができます。救済処置には、謝罪、原状回復、損害補償、リハビリテーションなどが含まれます。
4. 判決は生存者、被告人本人または代理人、日本政府、関係各國政府、国連人権高等弁務官などをはじめとする国際機関に送付し、さらに歴史的記録として広く世界に公表します。

#### 第16条 協力

1. 「法廷」は、一人一人の個人、NGO、政府、政府間機関、国連機関やその他の国際団体に対し、この憲章第2条に述べる犯罪に責任のある人々や国家の捜査と訴追に全面的に協力するよう、要請することができます。

2. 「法廷」は、一人一人の個人、N G O、政府、政府間機関、国連機関やその他の国際団体に対し、「法廷」の判決について協力を求められた場合にはそれを尊重するよう、要請することができます。協力要請には以下に関する事を含むものとしますが、それだけに限定されません。

- (a) 人物とその所在の特定、その事件の場所の特定
- (b) 証言を得ること、証拠の提出、
- (c) 被告人、被害者、証人、専門家としての「法廷」への任意の出廷
- (d) 場所や現場の検証
- (e) 関連のある情報、記録、公式または非公式の文書の提供と、戦時下の公文書の全面開示
- (f) 被害者や証人の保護と証拠の保存、
- (g) 固有の国際的責務にかなうよう、これらの犯罪に責任を持つ者について捜査と訴追に協力し、または自ら実施すること
- (h) 固有の国際的責務にかなうよう、謝罪、損害賠償とりハビリテーションを含む補償の規定をもうけること
- (i) 「法廷」の目的を促進することを望んでなされるその他の助力。

以 上 (原文英語 VAWW-NET Japan 訳)

[VAWW-NET Japan による証]

日本軍性奴隸性をめぐる2000年「女性慰安婦犯法廷」  
検事団およびアジア太平洋地域の人々 対 天皇裕仁ほか、および日本政府  
認定の概要

2000年12月12日

判事ガブリエル・カーク・マクドナルド、首席  
判事カルメン・マリア・アルビバイ  
判事クリスチーヌ・テンキン  
判事ウィリー・ムトゥンガ

沈黙の歴史を破って

1. 1990年代初頭、アジアの女性たちは、50年近くにわたる苦痛に満ちた沈黙を破り、アジア太平洋地域で難争中の1930年代と1945年代に自分やほかの女性たちが日本軍性奴隸制度の下で被った暴虐に対し、謝罪と補償を求める声をあげ始めた。このような被害を受けながら生き延びてきた女性たちは、傭曲にも「慰安婦」と呼ばれてきたが、その勇気ある宣言は、アジア太平洋地域全域にわたってさらに何百もの隠密女性たちに声を挙げる勇気を与えた。彼女たちは共に、少なく見積もって20万人の少女や女性たちに日本軍が組織的に行った強かん、性奴隸制、人身売買、拷問、その他の性暴力の恐怖に対し、世界の目を覚まさせてきた。青春と未来とを奪われた彼女たちは、暴力の行使、強制や欺瞞によって徴集され、充貿されて、「慰安所」、より正確には性奴隸制施設へと幽閉され、日本軍の駐屯地や前線での生活を余儀なくされたのである。
2. 生き残ってきた女性たちの声に耳を傾けよう。

处女の亡靈となって死にたくなんかない。  
ムン・ビルギ(韓国)

私たちは、家に帰っても、泣いているばかりだった。だれに言うこともできない。言えば殺されるから。あまりにも恥だったから深い穴を掘って、そのなかに埋めてしまいました。

マキシマ・レガラ・デラ・クルーズ(フィリピン)

私は人生を失い、汚れた女と見なされました。生きていくための手段もなく、仕事もほとんどありませんでした。ひどく苦しみました。次の世代の日本人はその親たちがこんなに酷いことをしたのだと、私の苦しみを知るべきです。

高貴珠(台湾)

夫が書いました。「どうせ残り物なら、人間より犬のほうがましだ」と。  
ペレン・アロンソ・サグン（フィリピン）

生きるために命令に従ったのです。  
麿満珠（吉鳴）

処女だった私。10人の男が私を強かんしました。ひとりが離れるともうひとりが交番するのです。私たちは動物のように扱われました。脇から血が流れ出ました。終わつたあと、歩くこともできませんでした。  
スハナ（インドネシア）

日本が許しきこう事、それを求めます。  
雲竹林（中国）

私たちがほしいのは正道です。日本の政府が責任を取るよう求めます・・・私たちは眞実を首っているのです。嘘を言いに来たのではありません。日本を見物に来たのではありません。私たちは眞実を尋るためにきたのです。  
エスマラルダ・ボエ（東チモール）

3. 名のり出た被害女性たちの勇気は、近年の性暴力の被害者たちをも力づけ、彼女たちも声を挙げるようになった。人権を擁護する人々や学者たちが世界中で動員出し、正義を求め始めた。その意味で、名のり出た女性たちは、女性の人権尊重というより大きな運動が巻き起こることに貢献し、こうした犯罪の不処罰を終わらせ、戦争や征服には女性の性的虐待がつきものだという概念を糾弾してきたのである。
4. 20世紀のまさに最後に開催された日本軍性奴隸制をめぐる2000年「女性国際罪犯法廷」は、被害者（サバイバー）たち自身による、そして彼女たちのための、10年近くにわたる努力の頂点をなす出来事である。この「法廷」は、国家が正義を行う責任を果たすことを忘ってきた結果として設置された。こうした怠慢の責任の第一は、第二次世界大戦の連合国が1946年4月から1948年11月までの種東国際軍事法廷[東京裁判]で、性奴隸制の施設を保持していたにもかかわらず、このような犯罪に対して日本の責任者たちを訴追しなかったことに求められる。法廷が、ことに国際的に構成された法廷が、このように大規模な組織的残虐行為を無視することができたということは、きわめて不当なことと言わねばならない。しかしながら、最大の責任は、55年以上にわたって訴追も謝罪も行わず、補償などの有効な救済措置をなんら講じてこなかった日本政府にある。こうした政府の怠慢は、被害者たちが1990年以来繰り返してきた要求にも拘わらず、そして2人の国連特別報告者による細心な調査、さらには国際社会の正式な勧告を無視して、いまだに続いているのである。
5. この「法廷」は、生き残ってきた被害者たちの声がこうした不履行によって沈黙させられるのを許してはならない、このような人道に対する罪への責任を曖昧にしてはならないという確信から生まれた。この「法廷」は、女性に対する犯罪、ことに性的犯

罪を矮小化、免責し、周縁化し、不明瞭なものとする、これまでの歴史の傾向を正すために設置されたのである。この傾向は、それが非白人の女性に対して行なわれた犯罪である場合にはより顕著である。また、この「法廷」は、勇敢だが苦しみを告めている被害者（サバイバー）たちがその人生の終局に当たって何度も繰り返し表明してきたように、女性たちに対して犯された犯罪の責任を認め、しかるべき者に責わせることが、残された年月を彼女たちが安らかに暮らすためには必要だという強い思いから設置されたものである。そこにあるのは、このような殘虐行為が二度と起こることのないように、という希望と期待にほかならない。この「法廷」は、罪は個人に帰すのであり集団に帰すのではないという、この重要な原則から外れる遺団をなんら持つものではない。

6. この「法廷」は地球市民社会の声によって作られた「民衆法廷」である。この「法廷」の根柢は、國家や政府間組織によって生じるものではなく、アジア太平洋地域の、そしてまさに日本が國際法の下で説明責任を負っている、世界中の人々に由来するものである。この「法廷」にはデュー・プロセス（適正法手続き）の保証が欠けている、という者もいるだろう。この「法廷」は、適正法手続きは保証できず、またその意図もない。この「法廷」は國家が残した國際法違反の問題に踏み込むものであって、國家の代わりを務めようとする遺団はない。この「法廷」の力は、多くの人権活動がそうであるように、証拠を検証し、歴史に残る記録を作り出す能力にこそ存する。そうすることによって、最大の恥は法的責任を充分に認めず補償救済措置をとらないことこそある、と日本政府が気づくようにとの希望がそこにはあるのである。
7. この「民衆法廷」は、日本、韓国、フィリピンの代表を長とする國際実行委員会によって生れた。この3人はそれぞれ、1991年から被害者（サバイバー）たちが自らの経験を語り、その声が人々に届くようになるために援助を惜しまず、精力的に活動してきた。彼女たちの目的は、「復讐ではなく正義」であり、「生き残った者たちのためだけではなく、亡くなった人々のため、そして次に来る世代のため」のものである。本「法廷」は2000年12月8日から12日まで東京で開かれた。
8. 國際実行委員会と検事たちが「法廷憲章」を起草し、裁判官たちが承認した。第2条は人道に対する罪に裁判管轄権があると規定し、その罪には性奴隸制、強姦、その他の形態の性暴力、奴隸化、拷問、強制移送、迫害、殺害、殲滅を含むが、それらには限られないと規定している。第14条で「憲章」は、提出された証拠に基づいて、各被告人が有罪と認められるか、有罪と認められないか、あるいはそのような判決を下すには証拠不十分であるかを、明確に述べる義務を表明している。
9. この「法廷」で行われた発表や起訴状は、東ティモール、インドネシア、日本、マレーシア、オランダ、南北朝鮮(共同提出)、中華人民共和国、フィリピン、そして台湾の法律家である各国検事たちが率いる、立場を越えた集団の協力によって草稿されたものである。各国の検事たちは各自にあるいは共同で、2年以上にわたる努力を重ね、この「法廷」を結実させた。これらの各國検事たちに昨年から、2人の首席検事が加わり、その参加によって、この草稿過程に國際社会の関心と寄与とが託されることと

なった。首席検事が総合控訴状を提出し、これには各国の検事たちも加わった。

10. この「法廷」は、天皇裕仁を含む日本政府と日本軍の高官複数名について、人道に対する罪としての強かんと性奴隸制に不法があるかどうかを決定することが求められている。被告人の何よりも性奴隸制という事態から生じた罪状をかつて一度も問われたことが無い、という事実を強調することは重要である。この点で、この「法廷」は、東京国際軍事法廷、すなわち当初の[東京裁判]が行わなかったことを履行するため開かれている。従ってこの「法廷」は、当時適用可能だった法を適用し、被告人を裁き、関連する[東京裁判]での法律と事実の認定を、確立されたものとして採用することとする。
11. 「2000年女性国際戦犯法廷憲章」はさらに、国際的不法行為から生じる国家責任の不履行に対する裁判管轄権をも定めている。こうして、この「法廷」は、個人の刑事責任と国家責任とをユニークに結びつけている。第4条によれば、国際的不法行為には、これらの犯罪に関する真実を隠したり、究明することを怠ること、訴追や補償を怠ること、個々の人の高潔さ、福利、尊厳を守る手段を講じないこと、差別、再発を防ぐため必要な措置を講じないことが含まれる。
12. 第14条はこの「法廷」が、謝罪、原状回復、損害賠償、リハビリテーションなど、被害者に対する救済措置を取るよう、被告人や国家による責任に関して勧告する権限を与えている。
13. 日本政府は2000年11月9日付けで、この「法廷」についての通知を受け取り、傍聴と参加の招待を受けたが、招待に応じることはなかった。しかし、本「法廷」では、アミカス・キュリエ（法廷助言者）としての日本人弁護士の証言を聽取し、日本政府がこれまでとってきた立場についてその他の資料も検討した。
14. この「法廷」には64人の被害者（サバイバー）が参加し、自分のためだけでなく、數え切れないほど多くの亡くなつた、あるいはいまだに沈黙の生を強いられている少女や女性たちのために正義を求めている。多くが自ら証言し、さらに多数の女性がビデオや宣誓供述書を通じて証言を行つた。私たちが耳にしたのは、想像を絶するような最も残酷な仕打ち証言の例であり、人間がどうしてこれほど非人間的になり得るのかという疑問を抱かずにはいられなかつた。生存者たちの証言に加えて、この「法廷」では歴史家、法師その他の専門家、さらにはこのような残虐行為に参加した二人の元日本軍兵士の証言も行われた。この「法廷」では、回想録や限られた数ではあるが政府側の公式書類などの文書証拠を受け取つた。こうした書類は日本軍による降伏後の苦難を免れ、日本政府や連合国政府によって任意に公開されたものである。この「法廷」は、雄弁な証言を行つた生存者たちの勇気と尊厳を尊重すると同時に、包括的で有効かつ秩序立った方法で証拠提出を行なつた検事団の見事な努力に敬意を表する。またこの「法廷」は、元兵士たちの証言への意志とその誠実さに感謝する。
15. 検察官たちは、審理が円滑に効率よく運営されるように努力した国際実行委員会、

書記官をはじめあらゆる法廷担当者に感謝する。

- 1.6. 各裁判官は、人々の集団的意志と、市民社会における法の支配の根本的役割への深い尊厳の心からこの「法廷」に参加している。この「民衆法廷」は、国際法と国内法の要が、法的説明責任にあること、国際法の確立された規範を侵害する政策や行動について個人や国家の責任を問うことである、という確信に基づいている。このような行為を見過ごすことは、その再発を招き、不処罰の文化を維持することになる。この原則は、特に性暴力、ジェンダー暴力という犯罪への責任の問題に当てはまる。
- 1.7. 女性に対する性暴力には伝播性があり、戦争時にその頻度と残虐性が増加する。法廷の審理があきらかにしたのは、少女や女性に対する性奴隸の制度化が、日本軍の軍事行動の必要不可欠な一部分を成していたということである。この10年間、旧ユーゴスラビアやルワンダの国際戦犯法廷において、性暴力犯罪が認定され訴追されるというめざましい進歩を遂げてきた。この「法廷」は、不処罰を終結させ、女性の身体的の一体性や人格の尊厳、まさに彼女たちの人間性そのものを無視して恥じない風潮を逆転させるための更なる一步なのである。
- 1.8. 証言を通じて一貫して語られていたのは、性暴力の被害者である女性たちの苦痛が、自らの地域社会に帰った時に人々から拒否されることで一層ひどくなるということであった。その悲劇の責任が彼女たち自身にあると見なす性差別的態度の結果、恥辱に苦しみ、沈黙を強いられてきたのである。この「法廷」が認定した事実は、責任が本当はどこにあるかを明確に認識するのに貢献し、いまだに世界中で支配的な性にかかる固定観念を変えることに役立つであろう。
- 1.9. 以下に述べるのは、裁判中にこの「法廷」が聴取し受理した証拠に基づく事実と法的認定の要旨である。判決は2001年3月8日、国際女性デーに公表される。

#### 予備的事実認定

##### 「慰安婦」制度

- 2.0. 最初の軍「慰安所」は1932年、日本の侵略のあと上海に設置された。「慰安所」制度の構造化は、南京における数々の虐殺、強姦、略奪など、「南京大強姦」として知られる残虐行為の発生に対する、日本政府の対応策として行われた。その結果、日本兵のいるあらゆる場所で日本軍に性的「奉仕」を提供することを女性たちに強要するために、その他の複数の性奴隸制施設、また複雑な人身売買ネットワークがつくられていった。こうした施設のため女性たちを徵集し確保することは、戦略の不可欠な一部であり、占領地域での施設外での強姦を減らし、それにより地域住民の抗日運動を抑制し、日本の国際的悪評を回避し、また日本軍兵士を性病から守るというねらいがあったことは明らかである。女性と少女たちは強制または強要され、またしばしば詐欺的甘言によって「徴集」されてこうした施設に入れられた。当局によるまたは当局の容認に基づく徴集でしばしば強制とされたのは、最も貧しい層の女性たちで

あった。

\* 文書で確認される最初のもの。上海派遣軍參謀副長岡村寧次の回憶録。

21. 女性たちの奴隸化には、反復的強かん、身体損傷その他の拷問が含まれていた。女性たちは、不十分な食糧、水、衛生設備や換気の不足などの非人道的諸環境にも苦しめられた。その状況はすさまじいものであった。ネズミやシラミ、伝染病、汚物に取り巻かれた環境で生きていたことを、女性たちは証言している。殴打、心理的拷問、孤立などの虐待は日常茶飯事であった。強かんの結果としての妊娠、強制中絶、妊娠能力の喪失は、多くの「慰安婦」が体験した苦しみである。女性たちを弱らせてしまうこのような想像を絶する処遇と、日本政府が自國の行なったこうした犯罪を認め、損害賠償その他の方法で償わずにきた結果、勇気ある女性たちのほとんどを、ごく最近まで、恥と孤立と貧困と残酷な苦痛の生活に追いやってきたのである。

### 法的認定

#### 人道に対する罪

22. 検察団は、天皇裕仁その他の日本軍・政府高官を、第二次大戦中日本軍が征服したアジア太平洋地域諸国の女性たちの強かんと性奴隸制を追認し、黙認し、防止しなかった責任について、人道に対する罪で起訴している。検察団による膨大な文書証拠および証人証言の受理から予備的事実認定発表までの時間が短いため、裁判官は、中核の被告人・天皇裕仁の、強かんと「慰安婦」と呼ばれる軍性奴隸制の制度についての責任の評価に焦点をあてることにした。その他の被告人に関しては、2001年3月8日に発表予定の最終判決まで認定の発表を延期する。我々がこれを正義の精神に基づいて行うことを、被害女性（サバイバー）、検察官、またアジア太平洋地域の人々が理解することを信じている。

23. それゆえ我々は、1945年当時の法と、検察団が提出した物や主張したこと、さらに、筆者に尽くし難いこの暴力が1945年当時までの法では犯罪とみなされていなかつたとする日本政府の主張を細心に検討した。我々の認定では、人道に対する罪—侵害行為の中でも最もすさまじいものの一つ—は、歴後の各法廷で訴追されるべきであったものであり、また、現在適切に訴追されるべきであった。さらに我々の認定では、強かんと性奴隸制は、広範囲、組織的、または大規模に行われた際には、人道に対する罪を構成する。1945年までに、強かんと奴隸化の両方ともが国際法のもとで極悪な犯罪として長く認められていた。性奴隸制は新しく犯罪とされたものではなく、むしろ奴隸化の特に残酷極まる、侵略的で破壊的な形態である。奴隸化とは「人に対して所有権に伴う機能の一部または全部を行使する」と定義されている。奴隸化には、強制的または脅迫による移送、強制労働その他の人間を所有物として扱うことが含まれる。「慰安婦」たちを軍需「物資」の一部として微発したことは、今日の世界でもあまりにも広く見られる女性差別・人種差別的態度に根ざす性奴隸制が、主としてアジア太平洋地域の貧しい非・日本人の女性に向けられつつ前例のない規模で制度化されたことを示している。

24. この「法廷」に提出された証拠の検討に基づき、裁判官は天皇裕仁を人道に対する罪について刑事責任があると認定する。そもそも天皇裕仁は陸海軍の大元帥であり、自身の配下にある者が国際法に従って性暴力をはたらくことをやめさせる責任と権力を持っていた。天皇裕仁には單なる隕體ではなく、むしろ戦争の拡大に伴い、最終的に意思決定する権限を行使した。さらに裁判官の認定では、天皇裕仁は自分の軍隊が「南京大強かん」中に強かんなどの性暴力を含む殘虐行為を犯していることを認識していた。この行為が、国際的悪評を招き、また征服された人々を鎮圧するという彼の目的を妨げるものとなっていたからである。強かんを防ぐため必要な、実質的な制裁、検査や処罰などあらゆる手段をとるのではなく、むしろ「慰安所」制度の継続的拡大を通じて強かんと性奴隸制を系統的させ隠匿する膨大な努力を、故意に承認し、または少なくとも不注意に許可したのである。さらに我々の認定するところでは、天皇は、これほどの規模の制度は自然に生じるものではないと知っていた、または知るべきであったのである。

#### 国家責任

25. 一般的国際法のもとでは、國家は、国家の行為に帰因し、かつ他者の正当な利益を奪するすべての不法行為について国際法上の責任がある。国家が国際的不法行為を犯すとは、国際法の適用可能な規範に違反する行為を行うことである。日本国家は条約に基づく義務と国際慣習法に基づく義務の両方に違反する行為をしてきた。ある行為が、国家の国際的義務に違反する行為である場合、国内法では合法と認められていても、それによって国際法のもとでも合法とは認められない。

26. 国家の機関または代理人による行為は国際法ではその国家の行為とみなされる。その機関が選舉人、立法、行政、司法その他のどの権力に所属するものであるか、その機関の権限が国際的な性質のものであるか、国家機構の中でそれが上部機関であるか下部機関であるなどには関わらない。軍隊は国家の機関である。国家は、自國の領域内だけで行われる不法行為や不作為だけでなく、自己の機関、代理人、官僚、被雇用者などが自國の領域外で行う不法行為についても責任を負う。

27. 日本が違反した条約上の義務には、1907年の「陸戰ノ法規慣例ニ關スル」ハーグ条約、1921年の「婦人及児童ノ売買禁止ニ關スル国際条約」、1930年のILO「強制労働禁止条約」などがある。日本はまた国際慣習法の規定にも違反しており、1907年のハーグ条約や1926年の奴隸条約の中で表現された国際慣習法の規範への違反が含まれる<sup>\*</sup>。さらに、1951年のサンフランシスコ講和条約で、日本は福島国際軍事裁判所[東京裁判]の裁判決を受け入れたのである。

\* この条約に日本は加盟していないが、この条約は当時の国際慣習法で確立した規範を明文化したものとされる。国際慣習法の規範は条約の加盟の有無とは関わりなくすべての国家におよぶ

28. 日本国が第二次大戦終結にあたって「慰安婦」をそれぞれの国に帰還させることを忘ったことは、ハーグ規則<sup>\*</sup>の直接の違反にあたる。

\* 前述「ハーグ陸戦条約」(1907)付帯規則。この二つをあわせて「ハーグ陸戦法規」と称することが多い。

29. 第二次大戦後、日本は多くの条約に署名してきた。これにはサンフランシスコ講和条約、日本・オランダ協定、日比崎権協定、「日本國と大韓民國との間の基本関係に関する条約」、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本國と大韓民國との間の協定」などがある。この「法廷」は、これらの平和条約は「慰安婦」問題には適用されないと認定する。条約によってであっても、個々の国家が人道に対する罪についての他の国家の責任を免ずることはできないからである。
30. 「法廷」は、諸平和条約には本質的なジェンダー偏重が存在するという主席検察の主張は、納得できるものだ、と認定する。「法廷」は、個人としてあれ集団としてあれ、諸平和条約締結時の女性が男性と平等な発言権も地位も持っていないかった点に留意する。まさにこのために、平和条約締結時、軍の性奴隸制と強かんの問題は何の対応もなく放置され、条約の交渉や最終的合意に何の役割もなかったのである。「法廷」は、国際的な平和交渉過程がこのようにジェンダー認識を欠いたまま行われることは、武力紛争下で女性に対して犯される犯罪が処罰されないという、いまも続く不処罰の文化を助長するものと認定する。

#### 補遺

「兵士たちのことを思い出すと今でもふるえてしまう。彼らは、わたしたちの前にひざをついてどうか許してくれと懇願しなくてはならない..何度も何度もあやまらなくてはならない」 —朝鮮半島の被害者（サバイバー）

31. 被害者（サバイバー）の証言は、日本政府が自己の基本的な法的責任を実行するのを忘ったことが、女性たちをいかに苦しめ続けてきたか、秘密を守ることと自分を恥じる感觉をいかに女性たちに強要し続けてきたかを明らかにした。日本政府が 50 年以上にわたって、補償は「適切、効果的、迅速でなくてはならない」という原則を侵害してきたことに、我々は注目する。
32. 日本政府の賠償を行う責任を検証するにあたって、我々は昔から国際法の原則となってきた「国家は、自己が犯した国際法上の違法行為について、救済措置を提供しなくてはならない」点に目を向ける。国家の責任とは、損害賠償、原状回復、社会復帰、満足と再発防止の保証を提供することである。賠償には上記のうち、個別の状況によってそのいずれか、あるいは全ての形態のものを含み、被害者が受けた全ての被害に対応するものでなくてはならない。
33. これまでの歴代の日本政府は、今日にいたるまで、その不法行為を認める義務に違反し続けている。検察団および被害証人たちは、意味のある歴史の重要性を強調した。すなわち、不法行為を十分に認め、法的責任を明確に受け入れた上での謝罪である。しかし我々は、日本政府の公式の立場が、当初の罪状を明白にするような文書の改変

から沈黙へ、翠の闇事を否定する見え透いた虚偽の主張、国際的義務に従わない部分的「謝罪」へと変遷してきたと認定する。日本国家が不法行為を十分に認めることに、意図的に抵抗していることが、私と沈黙を継続させ、生存者たちに言い原くせぬ苦悩を与え、彼女たちが心安らかに生きる可能性を奪い続けてきた。

- 3 4. 不法行為を不法行為として認める義務があるのと同時に適切な公的歴史記録をつくり、将来の世代にこうした過歴行為が二度と繰り返されないようにする必要がある。「法廷」の認定では、日本政府には現在の日本人や将来の世代を教育しようとする努力が全く見られない。
- 3 5. 被害者（サバイバー）と相談しながら報復的な手段をとって、女性たちの尊厳が回復していると社会の目にわかるようにする義務が日本政府にはある。さらに必要なのは、当時の暴力と奴隸化から今にいたる侵害行為の結果生じた物理的・心理的で「經濟的に算定可能なあらゆる損害」について、日本政府が損害賠償を行うことである。國際法の下では、損害賠償は政府が行わなくてはならず、物質的な被害、失われた機会、被害者本人や家族、近しい人々が受けた苦痛の気持ちなどに適切に見合うものでなくてはならない。「法廷」の認定では、アジア女性基金は癡官した女性のほとんどによって激しく拒絶されており、そうした基準を満たすものではない。
- 3 6. 「法廷」の認定では、賠償が遅れたことが、女性たちに恥と、怒りと、悲しみと、孤立と、經濟的困難と貧困、健康問題、平安を得られないことなどの苦しみをさらに繰り返してきた。こうした深刻な被害もまた、損害賠償の対象である。
- 3 7. リハビリテーションのため医療と心理的ケアが必要である。また法的、社会的サービスも必要である。

### 結論

- 3 8. 春理を通じて「法廷」に提出された膨大な文書証拠を検討し、またこれらの犯罪が犯された時点で適用可能な法の検討を行った上で、「法廷」は事実認定の概要を発表した。「最終判決」は2001年3月8日に発表される。
- 3 9. 「法廷」は、提出された証拠に基づき、検察團が被告人天皇裕仁について立証したことを認定し、天皇裕仁は、共通起訴状中の人道に対する罪の訴因1と2である強かんと性奴隸制についての責任で有罪と認定する。また人道に対する罪の訴因3の強かんについても有罪である。さらに裁判官は、日本政府が、「法廷審査」第4条が述べる意味で、「歴史所」制度の設置と運営について、國家責任を負うと判定する。
- 4 0. その他の被告人については、裁判官は、現段階で刑事責任について認定するため「法廷」に提出された膨大な証拠を消化するに足る時間を押したなかった。従って、それらの被告人の個人としてまた上官としての責任については、最終判決により判定されるものとする。

## 勧告

### 日本政府に対して

1. 完全で誠実な謝罪を行うこと。「慰安婦」に対し許しを請い、法的責任を認め二度と繰り返さない保障をすること
2. 法的権限をとり、生存者へ補償すること。その金額は加害行為の別に適切なものとすること
3. 適切な情報を出すこと
4. 人的な資源と機構をもって調査を行うこと
5. 生存者の尊厳を回復し、図書館、博物館、碑を建てること
6. 公式、非公式の教育制度を確立すること。教科書に記述すること。奨学金を保障し、著者に不法行為の事実を伝えること
7. 性の平等性を確立すること

### 元連合国に対して

8. 東京植東裁判で昭和天皇が訴追されなかつた理由を述べ、全ての文書を公開すること

### 国連に対して

9. 必要な方策を講じ、日本政府が補償することを勧告すること